

ディスクロージャー誌 2026

JA木曽の現況

令和7事業年度

この冊子は、JA 木曽の令和 7 事業年度の経営内容等を広くお知らせする資料です。
法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項目のすべてを掲載しております。



木曽農業協同組合

もくじ

ごあいさつ	1
事業方針	2
令和7年度の事業概況	5
法令遵守の体制	6
個人情報保護方針	7
金融商品の勧誘方針	9
貸出運営についての考え方	9
社会的責任への取り組み	10
JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」	11
リスク管理体制	13
業務・事務の効率化への取り組み	16
農業振興活動	17
地域貢献情報	18
JA木曽の事業案内	19
信用事業	19
お取扱商品のご案内	20
共済事業	24
その他事業	26
主な手数料	27
JA木曽の組織	29
会計監査人の名称	32
特定信用事業代理業者の状況	32
地区及び店舗一覧	32
JA木曽の店舗	33
JA木曽の沿革・歩み	34

ごあいさつ

平素は、JA木曽の事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当JAは、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAの令和7年度の事業概況について皆様にご理解いただくために、ディスクローチャー誌「JA木曽の現況」を作成致しましたので、参考にしていただければ幸いと存じます。



代表 理事 組合長
亀子 宗樹

我が国の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。昨年の食料・農業・農村基本法改正により、食料安全保障の確保や持続可能な農業の実現に向けた方向性が示されました。

また、生産から流通・消費までを一体的に捉える食料システム法の全面施行など、農業と食料を巡る政策は大きな転換期を迎えています。

一方、地域では担い手の減少や高齢化、さらに人口減少により、地域農業や地域社会を支える基盤は年々厳しさを増しています。このような状況の中で、農業を守り、地域の暮らしを支えていく役割を担うのがJAであり、協同組合の大きな使命であると考えています。

現在、「農業・暮らし・JA」を柱とする新たな3ヵ年計画のもと、役職員一同が農業振興と地域の暮らしを支える取り組みを進めています。

その中でも特に大切にしたいのが「仲間づくり」です。協同組合は「参加」と「連帯」によって力を持つ組織です。JAの事業や活動に関心を持っていただき、理解を深め、共感し、そして参画へとつながっていく。その輪を広げていくことが、これからの地域の農業と暮らし、そしてJAの「協同のあゆみ」を支えることにつながると考えています。

ブランドである御嶽はくさいや木曽の和牛子牛をはじめ、冷涼な気候や豊かな水、清らかな空気に育まれた木曽の産品を通じて、JAの取り組みや地域の魅力を広く発信し、協同組合の原点である「相互扶助」の精神に立ち返り、農業・暮らし・JAを柱に、地域と共に支え合う仲間づくりをすすめてまいりたいと存じます。

JA木曽はさらなる対話の機会を通じて、事業の活動に反映しながら、組合員や地域住民の期待に応えるべく、「食」と「農」を基軸として地域に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願いするとともに、組合員のみなさまのご健勝を心よりご祈念申し上げて巻頭のご挨拶といたします

令和8年6月

事業方針

ＪＡ木曽の経営方針

ＪＡ木曽長期ビジョン 2030めざす姿

「農業と協同の力で木曽の未来をささえます」

1. ＪＡ木曽の10年後めざす姿

ＪＡ木曽長期ビジョンは、2019-2021 3ヵ年計画において実施した事業拠点再構築計画というハード面改革の基、“その効果を最大限発揮するための経営管理、事業運営を改革することにより事業発展のための投資と組合員還元が行えるＪＡとなり負託に応えていく”というメッセージへステップアップさせてまいります。

更にその先の10年後のＪＡ木曽のめざす姿を、互いに助け合い協力し合う“協同の力”を発揮した事業・活動によって、木曽地域や農業が活性化している姿を描いていきます。

その達成に向けて3ヵ年計画（2025-2027）における経営戦略・戦術を策定し遂行してまいります。

■ 農業の分野 持続可能な木曽農業の実現

大規模から小規模のあらゆる農家層へそれぞれのニーズに合った支援を実施し経営向上や生きがいづくりで持続可能な農業や産地の維持、農業収入の増大をめざします。

■ くらしの分野 木曽地域における組合員とＪＡの役割発揮

総合事業を通じて組合員や多様な関係者とともに協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

■ ＪＡの分野 持続可能な経営基盤の確立

地域において農業協同組合として総合サービスを提供できる経営の健全性を確保し事業発展の投資と組合員還元が果たせる姿をめざします。

「10年後のめざす姿」の実現と「SDGs達成に向けた貢献」

協同組合の思想はSDGsとの親和性が高くSDGs達成に向けた貢献が盛り込まれていることから、SDGs達成に向けては、各事業・活動を通じて身近で可能な事柄から貢献していきます。

2. 次期3ヵ年で重点的に取り組むテーマ

ＪＡ木曽にとっての3ヵ年計画（2025-2027）は「10年後のめざす姿」実現に向けて、組合員の皆様と共に木曽の農業振興と組合員農家経営維持のため、不断の自己改革を継続しながら2期目の取り組みを進めてまいります。

特に、「農業生産基盤の維持」を喫緊の課題と捉え、農業就農者の育成や地域の担い手不足への対策を進め、振興品目の普及による作付面積維持に向けた取り組みを強化します。また、食糧安全保障の観点から、「国消国産（国民が必要として消費する食料は、なるべくその国で生産するという考え方）運動」を通じた地産地消と食農教育への取り組みにより組合員・地域の皆様や全国に木曽の農産物の魅力を伝えてまいります。さらに、農業の分野、くらしの分野への取り組みを通じてＪＡの経営基盤強化を進め健全な事業運営をめざします。

農業の分野

2025-2027 3ヵ年 基本目標 地域農業の維持・発展と農業振興を通じた地域社会への貢献
趣旨

農業者の減少や耕作放棄地の増加が進む中で、これからも木曽の農業・産地を持続するために、多様な農家層への支援を実施し、生産意欲を持ち続けることができる環境づくりを進め、農家経営向上や生産者の生きがいづくりにより、持続可能な木曽農業の実現をめざします。

第1テーマ 販売力強化とコスト削減による農業所得増大への挑戦

重点施策 ①農業収入増加に向けた販売力強化と生産量拡大

振興品目普及による生産量の維持拡大、気候変動に対応した生産品目提案、ネット販売等による販路拡大開拓を進め、販売力を強化します。

重点施策 ②生産コスト低減

省力化資材（肥料）の提案、肥料農薬の共同購入、生産資材配送体制の検討により生産コストの低減につながる施策を実施します。

第2テーマ 持続可能な農業生産基盤の維持

重点施策 ①農業の担い手育成と労働力確保

農業従事者の減少に歯止めをかける施策として相談機能を強化し、新規専業就農者等農業後継者の育成と多様な担い手の増加をめざします。

重点施策 ②農地の維持

耕作放棄地増加への施策として、多様な農家層への相談機能を強化、生産振興を目的とした支援実施により、生産意欲が持てる環境づくりを進めます。

重点施策 ③安心して営農継続できる経営支援

生産者・部会組織等の農業経営診断ニーズ調査と経営分析支援、品目の作付け提案、農業労働力の支援等農業者の営農を支援します。

重点施策 ④組合員の生産意欲を維持するための取り組み

鳥獣被害、病害虫対策の情報発信に努め、相談機能強化に取り組みます。

くらしの分野

2025-2027 3ヵ年 基本目標 総合事業と協同の力でくらしやすい地域社会の実現
趣旨

木曽地域の人口動向は人口減少・少子高齢化が進展しており、地域社会の存続は危機的な見通しにあるとともに、農業生産を支える正組合員は減少に歯止めがかからない状況にあることから、JA組織基盤の弱体化が懸念されます。「食」と「農」を基軸とした組合員との対話活動と総合事業利用を通じた組合員・新たな協同活動参加者・農業応援団とのつながりづくりにより、協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

第3テーマ 「食」と「農」を基軸とし、協同活動を通じた組合員とのつながりづくり

重点施策 ①組合員との対話活動を通じたアクティブ・メンバーシップ

（組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること）強化

組合員との対話強化による正組合員の運営参画促進を図り、准組合員の意思を事業運営に反映するための環境づくりに取り組むとともに、各世代の組合員ニーズを踏まえた関係性構築を進めます。

重点施策 ②「食」と「農」を通じた各種活動の実践

国産国産運動の展開により、地産地消と農業の理解醸成を図る食農教育に取り組みます。

重点施策 ③協同活動の主役となる次世代正組合員の拡大

正組合員メリットを実感できる施策を構築しJA活動への積極的な参画と事業利用を促進し、次世代組合員のニーズに応じた支援に取り組みます。

重点施策 ④「農業振興の応援団」となる准組合員の拡大

准組合員メリットを実感できる施策を構築しJA活動への理解と事業利用を促進し、各世代のニーズに応じた「食」と「農」の体験機会の提供に取り組みます。

重点施策 ⑤行政・地域組織等の地域課題を共有する関係者との連携強化

地域の課題を共有する多様な組織・関係者との連携強化に取り組み、地域・農業を接点とする新たな仲間づくりと関係性構築を進めます。

第4テーマ 協同活動を通じた事業利用の普及と事業運営効率化による組合員メリットの創出

重点施策 ①信用事業の取り組み

組合員・利用者との様々な「接点」と「総合事業性」を生かした金融紹介機能の発揮に努めます。

重点施策 ②共済事業の取り組み

組合員・利用者との「絆（信頼関係）」強化に取り組みます。

重点施策 ③生活購買事業の取り組み

魅力ある店舗づくりと商品提供、安定したライフライン機能を提供します。

重点施策 ④福祉事業の取り組み

介護用品レンタル・歯科診療を通じて、安心して暮らせる地域社会の一助を担います。

JAの分野

2025-2027 3ヵ年 基本目標 経営基盤強化により地域社会に貢献できる元気なJA

趣旨

「JAの分野」は、「農業の分野」「くらしの分野」を支える重要な位置づけであり、安定した経営基盤確立に向けた経営基盤強化計画の策定と着実な実践により経営管理高度化に取り組みます。

また、事業戦略を支える人材戦略策定と実行、総合事業を支える人材育成への取り組みを強化します。

第5テーマ 不断の自己改革の実践とJA版人的資本経営を基軸とした経営基盤強化

重点施策 ①事業量確保に向けた戦略強化

持続可能な収益性、将来にわたる健全性確保に向けた経営管理・経営改善を実践できる態勢を確立し、経営資源の最適化による健全な事業運営をめざします。

重点施策 ②業務効率化による生産性向上と労働力確保

デジタル技術の活用と事務標準化による業務効率化に取り組みます。事業拠点の重要性和投資効果の検証に基づく投資判断により経営資源の最適化をめざします。

重点施策 ③JAを支える経営基盤強化と経営リスク管理体制の構築

持続可能な収益性・将来にわたる健全性の確保に向けた経営管理・経営改善を実践できる態勢を確立し、経営資源の最適化による健全な事業運営をめざします。

重点施策 ④安定した経営基盤維持に向けた人材戦略

JA組織・経営基盤強化の原動力となる役職員が与えられた役割を最大限に発揮できる事業運営体制を構築します。

重点施策 ⑤総合事業を支える専門的知識と見識を兼ね備えた人材育成

協同組合運営を実践できる職員教育、総合事業に対応できる専門的知識を有する人材育成に取り組みます。

3. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映施策

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区別組織別懇談会のみならず、「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

①正組合員宅の訪問・対話

②地区別懇談会

③運営委員モニター制度

④女性部員モニター制度

⑤組合員の意見を聴くはかき

⑥組合員とJA職員の交流活動

令和7年度の事業概況

(1) 事業の概況

令和7年度の事業環境は、輸入品価格の高騰等で、エネルギー・食料品などの価格が高止まりし、令和の米騒動と呼ばれるほどの米不足と米価高騰がクローズアップされた一年でした。

管内においては、生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続く状況に加え、夏場の高温等に対する対策も厳しさを増しております。このような状況の中、販売事業は米をはじめとした農産関連の販売単価の高値と白菜出荷時期の延長により数量値及び販売高が計画及び前年を上回る結果となりました。和牛子牛の販売高は全国的な枝肉不足による子牛相場が回復基調となり、販売事業全体で前年比109.2%、計画比102.9%の事業総利益となりました。

購買事業は生活関連と給油所の取扱高増加や経費削減により、事業総利益は前年比98.3%、計画比103.0%となりました。

金融事業は、住宅ローンをはじめとする個人ローン及び公金の融資残高伸長と預金利息の増加や有価証券等余裕金の積極的運用により前年比110.8%、計画比110.6%の収支結果となりました。

共済事業は、渉外担当者による寄り添う活動により事業実績が伸長し前年比99.3%、計画比103.5%となりました。

経営基盤強化により地域社会に貢献できるJAをめざした3ヵ年計画初年度の事業総利益は販売、購買、信用、共済、福祉の各部門で計画を上回る実績を挙げたことにより事業利益約66百万円と計画を上回り、経常利益約125百万円、当期剰余金149万円を確保しました。

財務状況については、不良債権比率は1.15%、単体自己資本比率は20.14%と、健全性を確保しております。

また、ALM委員会の機能強化や自店検査等によるリスク管理態勢を強化するとともに、コンプライアンスプログラムの実践に取り組んで法令等を遵守する職場風土の構築を目指してまいりました。

併せて、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制の整備、確立に努めました。

(2) 対処すべき重要な課題

JA木曽は地域の人口減少や農業の担い手不足・高齢化等の農業の危機、組合員構成の変化という協同の危機、組合経営の収支の悪化等の事業・経営の危機という3つの危機に対し前期3ヵ年において「事業拠点再構築計画」の実践等を通じて改善に取り組んでまいりましたが、3つの危機は確実に続いており、加えて地域の就労人口減少も大きな課題となってまいりました。

引き続きこれらの危機を対処すべき課題として位置付け、組合員のニーズや事業・活動の課題に対応することにより農業生産基盤の維持強化、農業収入の増大、組合員との対話による事業活動の展開、経営基盤の更なる強化等「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

- ① 農業収入増加に向けた販売力強化と生産量拡大
- ② 省力化資材の提案、共同購入等による生産コスト低減
- ③ 新規就農者や多様な担い手の増加による農業の担い手育成
- ④ 農地を維持するための環境づくり
- ⑤ 安心して営農継続できるための経営支援や農業労働力支援
- ⑥ 有害鳥獣、病害虫対策提案等、組合員の生産意欲を維持するための取り組み
- ⑦ 組合員との対話活動を通じたアクティブ・メンバーシップ強化
- ⑧ 「食」と「農」を通じた各種活動の実践による理解醸成
- ⑨ 協同活動の主役となる次世代正組合員の拡大
- ⑩ 「農業振興の応援団」となる准組合員の拡大

- ⑪ 地域課題を共有する関係者との連携強化による地域活性化
- ⑫ 事業量確保に向けた戦略強化による健全な事業運営
- ⑬ 業務効率化による生産性向上と経営資源の最適化
- ⑭ JAを支える経営基盤強化と経営リスク管理体制の構築
- ⑮ 安定した経営基盤維持に向けた人材戦略
- ⑯ 総合事業を支える専門的知識と見識を兼ね備えた人材育成

法令遵守の体制

当組合は、信用事業をはじめ販売事業、指導事業、購買事業、共済事業等、様々な事業を行っております。中でも信用事業は、業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当JAも金融機関の一員として徹底した自己規律・業務運営の透明性が求められております。

このため最も重視しなければならないのは、農協法をはじめとするJAが行なう様々な事業に関連した法令及び定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務であると考えております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守については「コンプライアンス・マニュアル関係規程集」を定めるとともに、法令等チェックリストにより組合長をはじめ全役職員が常にこのことを自覚し、職制のなかで相互に法令遵守をチェックする体制を整えております。

【基本方針】

わたくしたちJA木曽の役職員は、協同組合原則が示す定義・価値・原則を、事業活動を通じ実践し、地域社会の発展と協同組合組織の発展に貢献していかなければならない。そして、激的に変化する社会・経済の潮流に対して、先人の努力に学ぶとともに、JAの組織・事業・経営に対する機能強化を常に心がけ、農家組合員の営農と生活を守るという社会的使命を実現するため、日々、JAが行なうすべての業務を健全かつ適切な運営を確保するなかで、JA綱領が示す理念を積極的に取り組みます。

個人情報保護方針

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

木曽農業協同組合個人情報保護方針

木曽農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。また、当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供いたしません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。また、当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

木曽農業協同組合情報セキュリティ基本方針

木曽農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と、日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報を取得する際の利用目的（保護法第18条1項関係）

当組合の保有個人データの利用目的（保護法第24条第1項関係）

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、ＪＡ木曽のホームページ（<http://www.ja-kiso.iijan.or.jp/>）をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

貸出運営についての考え方

当組合は、組合員及び地域住民の住宅・自動車・教育等の生活資金、農業振興資金、観光をはじめとする地場企業等が必要とする事業資金、あるいは地方公共団体等の公共資金についてご利用いただいております。

さらに、(株)日本政策金融公庫などの制度資金取扱いのほか、皆様のライフスタイルにあわせた各種ローンをご用意し融資の相談にお応えしております。

このように地域発展に寄与することで地域金融機関としての役割を果たして行きたいと考えております。

社会的責任への取り組み

◆ 情報セキュリティへの取り組み

J Aの各組織ならびに社会からの信任を基礎とし、情報セキュリティ基本規程に基づき、顧客情報及びJ A木曾の情報資産の改ざん・破壊・盗聴・漏えい等の不正行為や災害から保護し「機密性」「完全性」「可用性」を確保しています。

◆ マネー・ロンダリング（資金洗浄）への取り組み

犯罪収益をあたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠すマネー・ロンダリングに対し次の対策を講じています。

1. J A木曾は個人・法人を問わず貯金口座開設等、一定の取引を行なうに際して、運転免許証等の公的書類の提示を受ける等の方法により、利用者さま等の本人特定事項を確認させていただきます。
2. J A木曾は組織的犯罪処罰法に基づき「疑わしい取引」が行なわれた場合には、速やかに長野県知事に届出をします。

◆ 反社会的勢力への対応

J A木曾は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備しています。

1. J A木曾は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。警察・財団法人暴力追放推進センター・弁護士など、外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
2. J A木曾は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。疑わしい取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 環境にやさしい農業への取り組み

J A木曾は、環境にやさしい農業の実現のために次の事を実行しています。

1. 不要農薬や廃プラスチックの回収をすすめ安全に処理をしています。
2. 輪作体系の実施による農薬や化学肥料を減量した、環境にやさしい栽培をすすめています。
3. 完熟有機堆肥の生産を行い化学肥料の使用を抑制しています。

◆ 苦情処理への取り組み

J A木曾は、組合員をはじめ利用者の声を誠実に受け止めます。

【苦情処理対応部署】

本所企画管理部リスク管理課

☎0264-22-2128（全事業対象）

J Aバンク相談所

☎03-6837-1359（信用事業専門）

◆ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）への取り組み

J Aのコンピュータシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行なうための対策を講じています。

JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

◆ JAバンク基本方針について

「JAバンク基本方針」には、信頼性確保のための破綻未然防止策や、良質で高度な金融サービスの提供を行なうための事業推進等に関し、「JAバンクシステム」として、農協信用事業系統が一体となって取組むべき事項を定めています。

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

◆ 破綻未然防止システムについて

JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。

破綻未然防止システムのポイント

POINT 1

経営状況のチェック (モニタリング)

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック(モニタリング)を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。

POINT 2

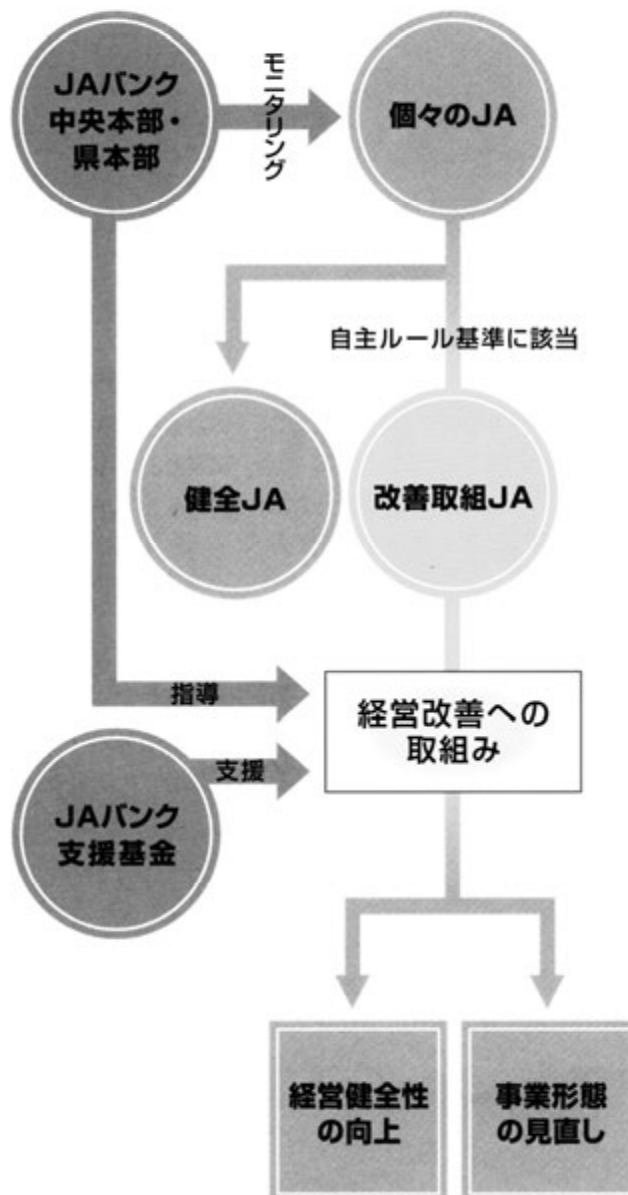
経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、この状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携しその取組みを強力にサポートします。

POINT 3

JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し(事業譲渡、合併など)を行うJAには、新たに設置した「JAバンク支援基金(JAバンク支援協会)」が必要なサポート(資本注入や資金援助など)を行います。



リスク管理体制

■ リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

■ リスク管理体制

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については本所に審査課を設置し、各事業部と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

■ 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 9時～17時）

北 部 支 所	0264-36-2027	中 部 支 所	0264-22-2220
南 部 支 所	0264-55-2185	南木曽 金融店	0264-57-2032

上記支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

JAバンク相談・苦情等受付窓口（本所金融共済部）

電話番号：0264-22-2773

電子メール：kinyu03@kis.nn-ja.or.jp

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当JAは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

当組合は、信頼され安心してお取引できる金融機関を目指して、業務・事務の効率化に向けて取り組んでいます。

- 銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどに設置された銀行ATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキングなど、サービス向上に努めています。
- より信頼される金融機関を目指して、内部牽制機能充実をはかるため、内部管理態勢にかかる指導基準・体制整備基準に基づき店舗機能見直しと渉外体制の充実により職員配置の効率化をはかり、地域利用者の利便性の維持に取り組んでいます。
- 各種信用業務に関わる研修会に参加して、JA職員としての専門知識習得と資質向上に努めています。
- ICキャッシュカード生体認証対応機能を全ATMに装備して、安全・安心をお届けしています。

農業振興活動

- 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み情報を含む）
 - （1）農業者等の経営支援に関する取り組み方針
組合員・利用者の経営課題を把握し、相談機能強化により成長支援に向けた資金提案を進めております。
 - （2）農業者等の経営支援に関する態勢整備
組合員・利用者との関係性強化による「総合事業性」を生かした金融仲介機能の発揮に努め、持続的な経営支援に取り組んでおります。
 - （3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
当組合の営農部門と連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
 - （4）担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援
経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組み支援を行っております。
 - （5）農業所得増大・地域活性化・JAファンの拡大を目的とし、各地区の風土で育った食材をPRし「国消国産」を推し進める定期貯金「slow風土」を中心に貯金の増勢に努めました。
- 農業生産力の維持に向けた取り組み
農業生産法人「(株)JAファームきそ」の農作業受託等により農家負担軽減を支援しました。
- 農業祭の開催、地産地消、食育への取り組み、地域との繋がりづくり
JA木曽では「食」と「農」の理解を深め地域農業の応援団を拡大する「国消国産」「地産地消」の取り組みを以下の通りすすめてきました。
A・コープきそ店周辺でJA祭を開催し、芸人「ザ・たち」の二人も来場し商品のPRや農業体験イベント参加で盛り上げていただきました。また、御嶽はくさいの収穫体験の様子がテレビで放送され、安心安全で新鮮な地元農産物を広くPRすることができました。
北部支所祭の地域行事との同時開催、中部支所店頭での御嶽はくさいの販売、南木曽総合センターでの軽トラ市等、各支所・センターにおいて地域と連携した催しを増やしております。
地元産米を学校給食に利用いただき、地産農産物の消費拡大を進めています。また、地産地消を推奨するための玄米と地元産米の「初恋」「ともえちゃん」を販売し約102tの販売量となりました。
JAバンク食農教育事業として管内小学校にオリジナル教材本を贈呈しました。
小中学校生徒の地元野菜についての勉強会など延べ6回の食農教育に協力しました。
管内の全ての子ども園保育園に木曽で生産したとうもろこしを贈呈し子ども達に地元野菜のおいしさを知ってもらう取り組みをしました。
学校給食への木曽牛やすんき等の地元農産物の提供等、農業や地元農産物を理解していただくための取り組みを進めました。
准組合員を対象とした「トウモロコシ収穫体験会」を開催し、32名に参加いただきました。

地域貢献情報

○ 全般に関する事項

当組合は、木曽郡及び塩尻市木曽平沢、贄川、奈良井地区を事業区域とし、農業者を中心として地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆様からお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において65,305百万円となっております。当組合では、県下統一商品として退職金専用定期貯金「GOGO人生」、年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」、長野県の農・食をキーワードにした懸賞品付定期貯金「Slow風土」等を取扱い、オリジナル商品として、年金友の会会員向け「まごころ定期貯金」等幅広い商品を募集しております。

皆様からお預かりする資金につきましては、金利面や特典面によりご満足いただけるよう心がけております。

○ 地域への資金供給の状況

地域の皆様への貸出金の残高は、今年度末において10,162百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給5,011百万円、地方公共団体等3,101百万円、その他2,049百万円です。

地域農業者等の資金ニーズにあわせ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆様の生活の向上に貢献できるよう努めております。

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、農業体験など農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。また、地元産米を学校給食に利用いただき、木曽牛やすんき等の地元農産物提供、管内こども園・保育園へ木曽で生産したとうもろこし贈呈等を通じて、こども達に食と農の大切さを知ってもらう取り組みをしています。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、マレットゴルフ大会、親睦旅行等を開催するなど、地域の皆様の繋がりに役立てるような活動を行っております。

大規模災害等に対応するための事業継続計画（BCP）を策定し、姉妹提携先のJAあいち知多と「災害時相互支援に関する協定」を締結しています。大災害発生時に支援しあうことで、応急対策を素早く行います。

今後も引き続き、地域の皆様に貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心がけ、さらには支所の充実をはかることにより、より一層の地域貢献ができるよう努めてまいります。

JA木曽の事業のご案内

JA木曽では、地域の皆さまの暮らしに役立つ事業を行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

◆貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◆貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

◆為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口・ATMを通じて全国どこの金融機関でも安全・確実・迅速に振込ができる内国為替をお取り扱いしています。

◆サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動送金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取扱い、全国のJA ATMでの通帳記帳やキャッシュカードによる貯金の入出金が可能である他、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどに設置されたATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキング、JAバンクアプリなど、いろいろなサービスに務めています。

◆お取扱商品のご案内◆

主な貯金

貯金の種類		特 色	期 間	預入金額
総合口座	普 通 貯 金	・普通貯金と定期貯金との組合せ口座 ・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を1冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立て致します。 ・ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。 ・（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります）	期間の制限はありません。	1円以上
	定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
定期貯金	大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。 ・満期前利息分割受取型も選択できます。（大口定期貯金）	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
	スーパードル			1円以上
	変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
	定期積金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
積立貯金	積立式定期貯金（エンドレス型）	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でイザというときには一部のお支払い機能もあります。	自由	1円以上
	積立式定期貯金（満期型）	・毎月のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1円以上
	財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形貯金	財形年金貯金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上 （据置期間6ヶ月以上5年以内）	1円以上
	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金		・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金		・無利息・要求払い・決済サービスの貯金です。 ・貯金保険制度による全額保護の対象となっております。	期間の制限はありません。	1円以上
貯蓄貯金一般口		・有利な金利で増やしなから、普通貯金のように必要な時に自由にお引出しいただける新しいタイプの貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金		・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金		・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上
譲渡性貯金（NCD）		・大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上 5年以内	1,000万円以上

主な取扱いローン

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	2億円以内	40年以内	元利均等返済 元金均等返済 （ボーナス時の増額返済也可）	担保：土地・建物 保証：長野県農業信用基金協会、全国保証（株）、協同住宅ローン(株)
	変動金利型		2億円以内	50年以内	元利均等返済 元金均等返済 （ボーナス時の増額返済也可）	
	固定金利期間選択型					
リフォームローン		住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀などの建築資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内	元利均等返済 元金均等返済 （ボーナス時の増額返済也可）	担保：原則として必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会

(2) その他ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証
教育ローン	固定金利型	入学金・授業料・学費及び生活資金にご利用いただけます。（変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。）	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 （ボーナス時の増額返済も可）	担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会
	変動金利型					
マイカーローン	固定金利型	車の購入はもちろん車検・ガレージの購入・免許証の取得など車のことなら何でもご利用いただけます。（変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。）	1,000万円以内	15年以内		
	変動金利型					
農機ハウスローン		農機具、パイプハウス等資材購入・修理時等にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内		
農業経営ローン （ゆたか）		農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	1年以内		
カードローンLip		生活に必要な資金にご利用いただけます。（負債整理資金・事業資金は除きます。）	50万円以内	2年以内 （自動更新）		

信販保証 JA個人ローンのご案内

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	返済期間	担保・保証
カーローン	マイカー購入資金（中古車含む）及び購入時の関連資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保：必要ありません 保証：ジャックス（株）、三菱UFJニコス（株）
教育ローン	入学金・授業料等在学期間中にかかる資金・アパートの礼金・敷金の当初契約時必要月数以内の必要な資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年10ヵ月以内	
教育カードローン	教育資金が必要な都度、お申込額範囲内で繰り返しご利用いただけます。	700万円以内	ご契約金額に応じた一定額を毎月お支払いいただきます。	
リフォームローン	住宅の増改築費用・住宅設備機器の購入資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内	

各種制度資金

農村の生活・生産基盤の整備拡充を目指した長期で低利な資金をご融資するため、各制度資金の取扱いを行っております。

◆制度資金取扱窓口として、主に次の各機関のお取扱いをしております。

金融機関等	資金名
農業制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・農業経営負担軽減支援資金 等
株式会社日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・青年等就農資金・経営体育成強化資金・農業改良資金 等
各町村	小規模企業振興資金・住宅資金等の各行政補助資金・教育資金 等

証 券

◆国債および投資信託のお取扱い

新窓販国債・個人向け国債・投資信託の窓口販売の取扱いをしております。

※投資信託の窓口販売の取扱いは本所のみとなります。

その他商品・サービス

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A 本曾のキャッシュカードにより、全国の J A ・ ゆうちょ銀行 ・ セブン銀行等の A T M (現金自動預入支払機) で現金のお引き出し、ご入金、残高照会ができます。また、これ以外の銀行、信用金庫等の A T M で現金のお引き出しが可能です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金・配当金などお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きましますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払い致しますので振込、払い込みのわずらわしさがなくなります。
J A カ ー ド (クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでお支払いが可能です。また、E T C や 公共料金等の決済用としてもお使い頂けます。お金が必要なときはキャッシュサービスも受けられる便利なカードです。
定 期 振 込 サ ー ビ ス	定期的に同一のお振込みをお客様が行なう場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様より電子データにてお振込をご依頼いただくことにより、複数のお振込を自動的かつスムーズに行うことができます。
口 座 振 替 サ ー ビ ス	お客様からのご依頼データにより、自動的に口座振替ご契約先口座より振替を行いますので、集金等の手間がなくなります。
デ ビ ッ ト カ ー ド	J A キャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
J A バ ン ク ア プ リ	アプリをダウンロードして簡単登録。いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会ができるサービスです。
J A バ ン ク ア プ リ プ ラ ス	振込・振替、残高照会、税金・各種料金の支払い、口座開設、カードローン管理など、スマートフォンで多くの銀行業務が行えます。

共 済 事 業

分野	共済種類	特長	加入年齢
「こ」に関する関心分野	万一のときに備える		
	終身共済	大切なご家族のために一生にわたって備えられる万全保障です。 特長①一生にわたって万全の保障を確保できます。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。	0歳 ～ 75歳
	一時払 終身共済 (平28.10)	まとまった資金で一生の万全保障。加入のしやすさも魅力です。 特長①一生にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。 特長②死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。 特長③医師による診査は必要なく簡単な告知でお申し込みいただけます。	0歳 ～ 90歳
	生存給付特 則付一時払 終身共済 (平28.10)	一生の万全保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。 特長①生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。 特長②死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。 特長③医師による診査は必要なく簡単な告知でお申し込みいただけます。	15歳 ～ 75歳
	引受緩和型 終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万全保障です。 特長①通院中の方病歴がある方も簡単な告知でお申し込みいただけます。 特長②一生にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。 特長③80歳までご加入いただけます。	18歳 ～ 80歳
	養老生命 共済	貯蓄しながら備えられる万全の時のための保障です。 特長①貯蓄しながら備えられる万全の保障です。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。	0歳 ～ 75歳
	一時払養老 生命共済	資金づくりに万全の備えがプラスできる保障です。 特長①将来に向けて確実に資金づくりができます。 特長②お亡くなりになられた時の保障もあわせて確保できます。 特長③医師による診査は必要なく簡単な告知でお申し込みいただけます。	0歳 ～ 85歳
	定期生命 共済	お手頃な共済掛金で万全保障をしっかりと準備できます。 特長①お手頃な共済掛金でライフプランに合わせて必要な期間が選べます。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。	15歳 ～ 75歳
「こ」に関する関心分野	定期生命 共済 (減額期間 設定型) ～みちきき～	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万全保障をしっかりと準備できます。 特長①ライフステージに応じて保障金額を減額させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。 特長②減額期間の期間は一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。 特長③死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長④所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきます。	15歳 ～ 65歳
	病気やケガに備える		
	医療共済 ～メディフル～	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 特長①日帰り入院※1 からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。(※1) 日帰り入院は、入院基本料の支払い有無などで判断されます。 特長②一生の保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。 特長③健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。※健康祝金支払特別を付加した場合	0歳 ～ 75歳
	がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 特徴①上皮内がんを含む様々な「がん」や脳腫瘍の発症時や再発時、入院・手術の保障はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、在宅医療も保障します。 特徴②通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。 特徴③まとまった一時金が受け取れる診断保障や、がん診断後の共済掛金の払込みを免除する保障など、ご意向に合わせて保障内容を自由に設計できます。	0歳 ～ 75歳
	引受緩和型 医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 特長①通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申し込みいただけます。 特長②日帰り入院から、手術、放射線治療を一生保障いたします。 特長③持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障いたします。 特長④全額自己負担となる先進医療の技術料を保障いたします。※先進医療保障ありを選択した場合	18歳 ～ 80歳
「こ」に関する関心分野	三大疾病などに備える		
	特定重度 疾病共済 ～身近なリスク にぞなエール～	身近な生活習慣病のリスクに備えられる安心の保障です。 特長①三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。 特長②4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。 特長③継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。	0歳 ～ 75歳
	就労不能に備える		
「こ」に関する関心分野	生活障害 共済 ～働くわたしの ささエール～	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障です。 特長①公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。 特長②身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気やケガかを問わず保障します。※身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障いたします。 特長③一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。	15歳 ～ 75歳

※ご加入いただける年齢は、プランによって異なります。

分野	共済種類	特長	加入年齢
「ひと」に関する保障	介護・認知症に備える		
	介護共済 一時払介護共済	一生にわたって備えられる介護保障です。 特長①一生にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。 特長②介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。 特長③公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。 特長④死亡給付金は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。※一時払介護共済の場合。	40歳 ～ 75歳
	認知症共済	一生にわたって備えられる認知症の保障です。 特長①認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。 特長②認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 特長③簡単な告知でご加入いただけます。	40歳 ～ 75歳
	老後に備える		
	予定利率変動型 年金共済 ～ライフロード～	自分で準備する将来の年金保障 特長①毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加分期待でき、一度増加した年金額が減りません。 特長②個人年金保険料控除が受けられます ※所定の条件を満たし、税制適格掛約を付加している場合。 特長③医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。 特長④加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。	18歳 ～ 85歳
	お子さま・お孫さまの学資に備える		
	こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万全保障です。こども共済「学資応援隊」は、学資金を効率的に準備したい方向けの共済です。 特長①学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。 特長②高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。 特長③ご契約者（親族）がもしものとき、その後の共済掛金はいただきません。 ※共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合を除きます。 特長④お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。 ※ご契約者の年齢や健康状態にかかわらずご契約いただけるプランもございます。 （共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合に限ります）。	0歳 ～ 12歳
	その他「ひと」に関する共済		
	傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障いたします。	
	ボランティア活動共済	ボランティア活動に従事している間に生じた事故によって発生した傷害や賠償事故を保障いたします。	
	賠償責任共済	加害者として法的な賠償責任が生じた場合に、経済的負担を代替・軽減する共済です。	
	農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障いたします。	

※ご加入いただける年齢は、プランによって異なります。

分野	共済種類	特長
「モノ」に関する保障	火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えられる建物や家財の保障です。	
	建物更生共済 むてきプラス 「建物」	一戸建てやマンションはもちろん、店舗や事務所など、「建物」の損害を保障いたします。 特長①火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。 特長②ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。 特長③掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。 特長④火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。
	建物更生共済 むてきプラス 「家財」	椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財・家具の損害を保障いたします。 特長①火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。 特長②ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。 特長③掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。 特長④火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。
	その他「いえ」に関する共済	
	火災共済	建物・不動産の火災などによる損害を保障いたします。
「クルマ」に関する保障	保障もサービスも、安心・充実！必要な保障を無駄なくそろえた自動車共済です。	
	自動車共済 ～クルママスター～	お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える保障です。 特長①相手方への保障・ご自身と家族の保障・お車の保障の3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーいたしますので安心です。 特長②24時間・365日の事故受付はもちろん「夜間休日現場急行サービス」「レッカーサービス」「ロードサービス」など充実のサービスで安心です。 特長③ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。
	自賠償共済	自賠償共済（保険）は、自動車事故の被害者を保護・救済するため「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車（二輪・原付も含みます）（注記）に加入を義務づける運営されている「強制共済（保険）」です。

購 買 事 業

事 業 の 種 類	主な取扱品目	事 業 内 容
生 産 資 材 供 給	肥料、農薬、農具、生産資材 出荷資材、園芸資材、種苗 畜産資材、素牛	①定期的な予約注文により利用者に宅配 ②店舗により販売 ③生産指導員による巡回指導及び研修会の実施
農 機 整 備 ・ 供 給	農機具全般	専任整備担当による整備と供給、軽トラ斡旋
園 芸 セ ン タ ー (グリーンファームきそ)	園芸資材全般 種苗・花・花木	①園芸用品各種揃えています
生 活 用 品 の 供 給	生活用品各種、耐久資材 食品各種	①定期的な予約注文により宅配 ②店舗により販売
燃 料 供 給	石油類 (ガソリン、軽油、灯油等) 自動車用品	①給油所における販売 ②灯油の宅配 (定期配送システムあり)
ホームエネルギーの供給	LPG、ガス器具、JAでんき	①LPGの供給と保安点検の実施 ②家庭向け電力の供給
食 材 の 宅 配	週2回 食材の供給	①健康・安全・新鮮なメニューによる食品宅配
住 宅 改 修 事 業	住宅建設・改修・設備設置 浄化槽・下水道関連工事	①住宅改修について専門担当による相談窓口あり ②工事の設計監理と工事施工
葬 祭 事 業 (JA虹のホールきそ)	通夜・葬儀告別式・各種ご法要・出張葬 多目的ホール	①専門スタッフによる24時間体制での葬儀対応 ②各種会合に対応

福祉・介護事業

事 業 内 容	摘 要
介護用品の相談と斡旋	介護センター又は支所へご相談下さい。

医 療 事 業

事 業 内 容	摘 要
訪問歯科診療と外来歯科診療	歯科診療所へご相談下さい。

観 光 事 業

事 業 内 容	摘 要
農協観光株式会社との連携による旅行企画・斡旋 地域内民宿の紹介等	本所農業生活部又は各支所へご相談下さい。

主な手数料

※ 各手数料にはいずれも消費税・地方消費税を含んでおります。

貯金関連手数料

令和8年2月末

(1) 当JAのATM利用手数料（1回につき）

キャッシュカードの種類	利用時間帯				手数料
JAのカード (県内JAのカード)	平 日	お引き出し	08:45	～ 19:00	無 料
		ご入金	08:45	～ 19:00	
	土日祝日	お引き出し	09:00	～ 19:00	
		ご入金	09:00	～ 19:00	
県外JAのカード	平 日	お引き出し	08:45	～ 19:00	無 料
		ご入金	08:45	～ 19:00	
	土日祝日	お引き出し	09:00	～ 17:00	
		ご入金	09:00	～ 17:00	
J F マリンバンクのカード	平 日	お引き出し	08:45	～ 19:00	無 料
	土日祝日	お引き出し	09:00	～ 17:00	
三菱UFJ銀行のカード	平日	お引き出し	08:45	～ 18:00	無 料
			18:00	～ 19:00	110円
	土日祝日	お引き出し	09:00	～ 17:00	110円
提携金融機関のカード	平 日	お引き出し	08:45	～ 18:00	110円
			18:00	～ 19:00	220円
	土曜祝日	お引き出し	09:00	～ 17:00	220円

(2) 再発行手数料

種 類	内 容	手数料
通 帳	1冊当たり	1,100円
証 書	1枚当たり	1,100円
キャッシュカード	1枚当たり	1,100円

(3) その他の手数料

種 類	内 容	手数料
小 切 手	50枚/冊	990円
約 束 手 形	25枚/冊	660円
マル専口座開設	1口座あたり	3,300円
マル専手形	1枚あたり	550円

※小切手・約束手形手数料については、署名鑑印刷りなしの場合。

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

為替手数料

令和8年2月末

(1) 送金手数料 (1件につき)

送金の種類	手数料
県内JAあて	440円
県外JA及び他行あて	660円

(2) 振込手数料 (1件につき)

振込みの種類	金額の区分	手数料
窓口ご利用	自JA 同一店舗内あて	なし
	自JA・県内JAあて	3万円未満
		3万円以上
	県外JA・他行あて	3万円未満
		3万円以上
自動送金サービスご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満
		3万円以上
	他行あて	3万円未満
		3万円以上
ATMご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満
		3万円以上
	他行あて	3万円未満
		3万円以上
アンサー・ネットバンクご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満
		3万円以上
	他行あて	3万円未満
		3万円以上

(3) 代金取立手数料 (1通につき)

取立の種類	手数料	
	普通扱い	至急扱い
自JA及び県内JAあて	440円	
県外JA及び他行あて	660円	880円

(4) その他の諸手数料 (1件あるいは1通につき)

種 類	手数料
送金・振込(組戻・訂正)手数料	660円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料	660円

その他の主な手数料

令和8年2月末

種 類		内 容			手数料	
残高証明書発行手数料		1通につき			自動発行440円 都度発行660円	
自動送金サービス	申込手数料	1申込あたり			110円	
	取扱手数料	1回あたり（このほかに振込手数料がかかります）			無 料	
口座振替手数料		口座振替契約に基づくもの一般1回1件			110円	
集金手数料 ※（注）		日掛貯金先	（1回）		550円	
		大口貯金先	（1回）		1,100円	
両 替 手 数 料		1～200枚	201～400枚	401～500枚	501～1000枚	1,001枚以上
		無料	110円	220円	330円	千枚ごとに 330円を加算
媒体持込手数料（口座振替・振込）		紙媒体・FD・DVD等（1回1ファイルあたり）			5,500円	
取引明細照会（貯金照会）		1件			1,100円	
未利用口座管理手数料		年間			1,320円	
夜間金庫使用料		月額			2,200円	

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

※(注) 集金手数料については、お取引状況等により個別設定させて戴く場合もあります。

JA木曽の組織

組合員数

令和8年2月末現在

(単位：人、団体)

資 格		令和6年度末	令和7年度末	増 減
正組合員	個 人	2,664	2,587	△77
	農事組合法人	7	7	-
	そ の 他 法 人	1	1	-
	計	2,672	2,595	△77
准組合員	個 人	5,878	5,704	△174
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	50	50	-
	そ の 他 団 体	48	41	△7
	計	5,976	5,795	△181
合 計		8,648	8,390	△258

組合員組織の状況

令和8年2月末現在

1 本所

組 織 名	構 成 員 人 数
畜 産 生 産 部 会	53
野 菜 生 産 部 会	121
花 卉 生 産 部 会	31
と ま と 生 産 振 興 部 会	8
J A 木 曽 生 産 者 直 売 部 会	70
梅 生 産 部 会	15
南 木 曽 町 茶 業 振 興 会	81
J A 木 曽 女 性 部	324
J A 木 曽 日 義 青 年 部	43
J A 木 曽 民 宿 部 会	17
J A 木 曽 年 金 友 の 会 協 議 会	4,251
合 計	5,032

(注) 上記には、各支所に支部のある組織があります。

役 員

令和8年2月末

イ 役員数

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
理 事 (うち常勤) (うち女性)	14 (3) (1)	5 (2) (1)	10 (2) (1)	9 (3) (1)	9 (3)
監 事 (うち常勤) (うち女性)	6 (1) (1)	2 (-) (-)	5 (-) (1)	3 (1) (-)	3 (1)
合 計 (うち女性)	20 (2)	7 (1)	15 (2)	12 (1)	12

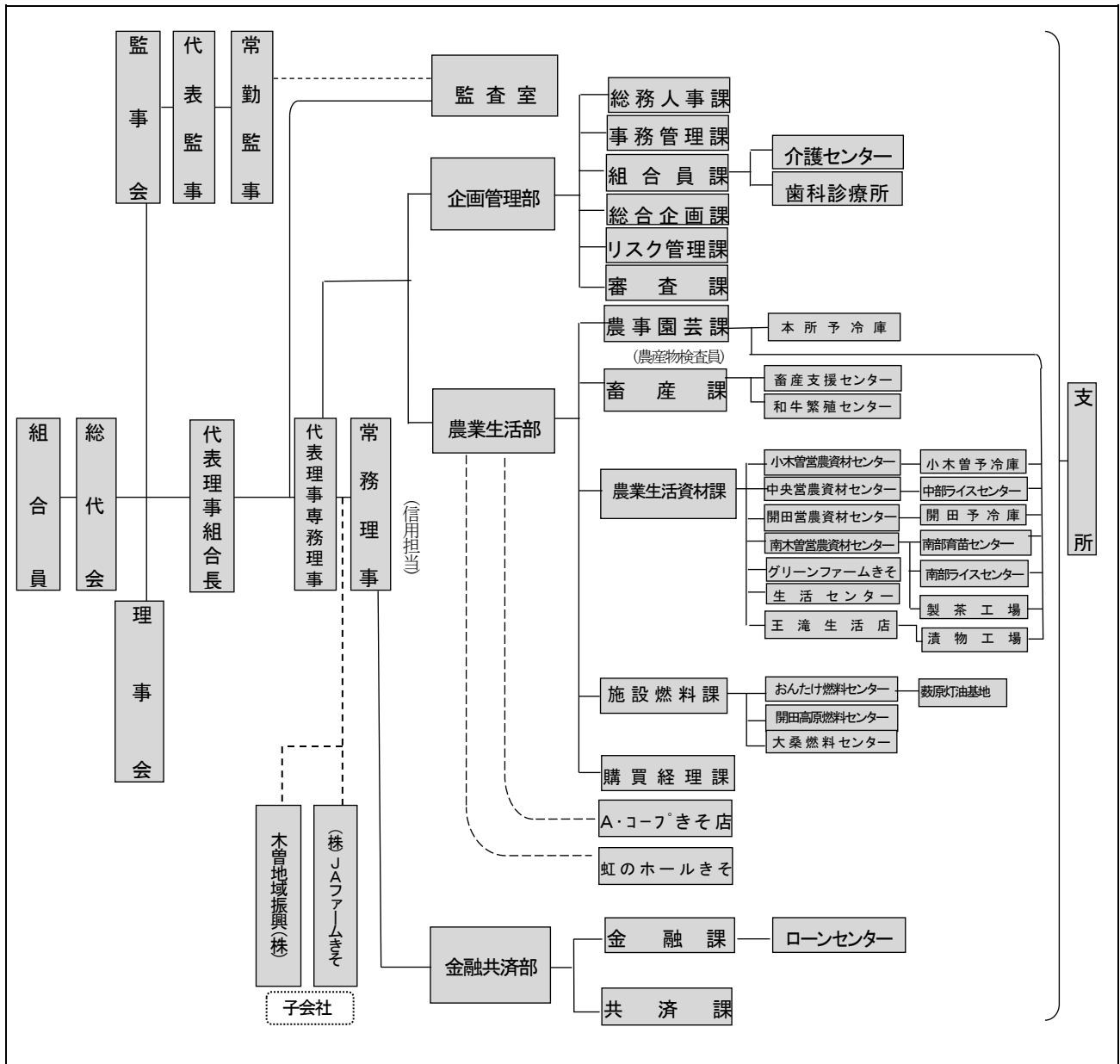
□ 当期末現在の役員

役 職 名	氏 名	代表権の有無	担当その他
代 表 理 事 組 合 長	亀 子 宗 樹	有	実践的能力者
代 表 理 事 専 務 理 事	糸 魚 川 光 弘	//	実践的能力者
理 事（金融共済部長）	芝 波 田 豊	無	実践的能力者
理 事	寺 平 暁 夫	//	認定農業者
//	澤 口 久 美 子	//	女性・実践的能力者
//	志 水 敏 春	//	認定農業者
//	新 井 光 一	//	実践的能力者
//	常 盤 井 博 幸	//	
//	長 淵 英 治	//	実践的能力者
代 表 監 事	唐 澤 清 七	//	
常 勤 監 事	高 樋 昌 憲	//	実践的能力者
員 外 監 事	山 岸 哲 夫	//	

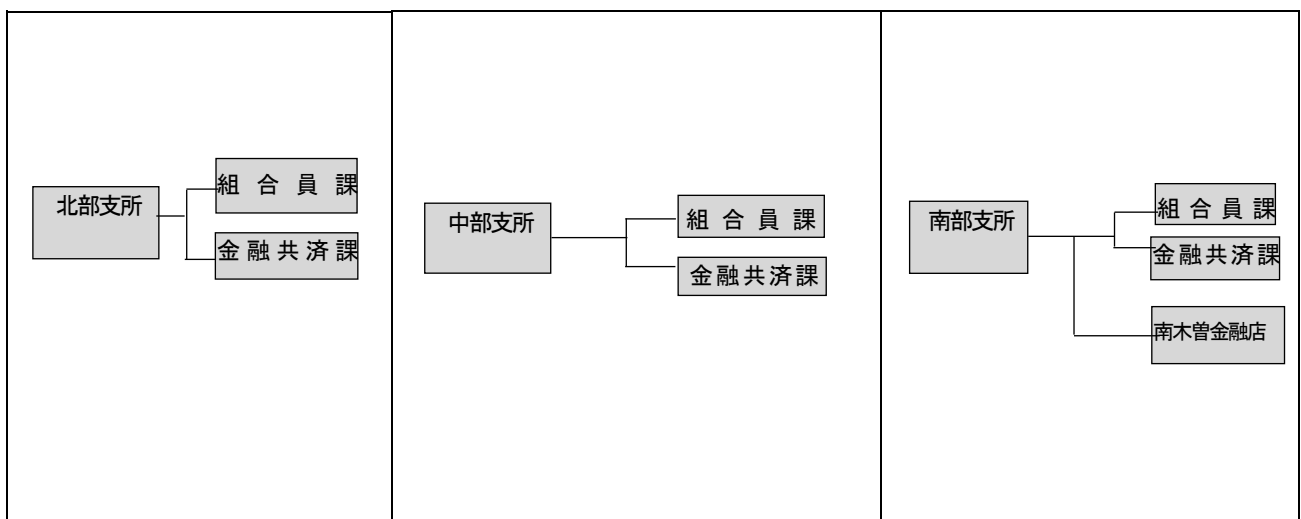
職員の内訳

令和8年2月末 （単位：人）

区 分	令和6年度末			令和7年度末		
	男	女	計	男	女	計
参 事	—	—	—	—	—	—
一 般 職 員	67	43	110	61	43	104
営農技術員	4	2	6	5	3	8
生活指導員	—	1	1	—	1	1
合 計	71	46	117	66	47	113



支所



会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年2月現在） 所在地 東京都港区芝

特定信用事業代理業者の状況

該当がありません。

地区および店舗一覧

地 区

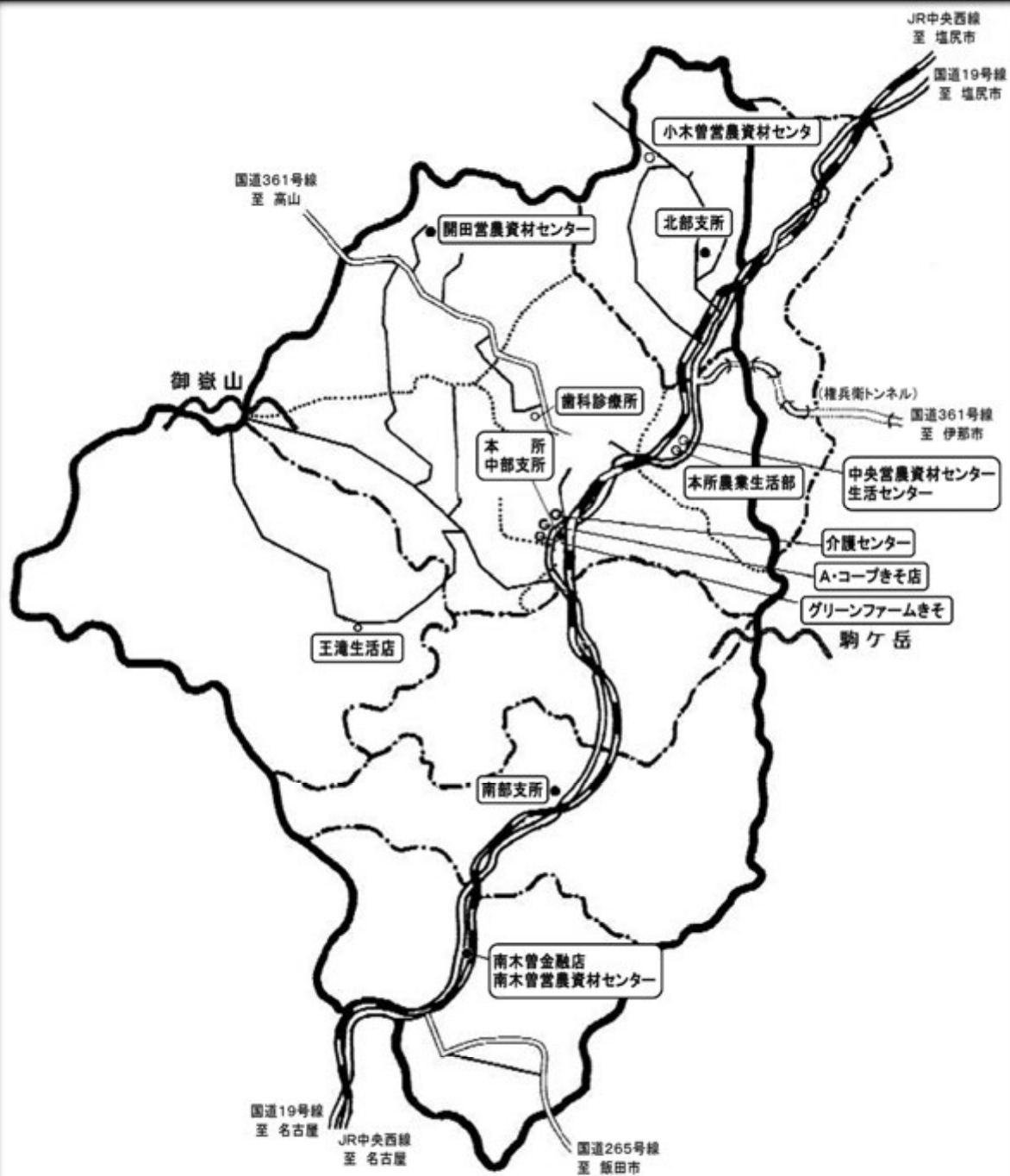
J A木曽は、木曽郡及び塩尻市大字贄川、塩尻市大字木曽平沢、塩尻市大字奈良井を地区としています。

店舗一覧

令和8年2月末

店 舗 名		郵便番号	住 所	電話番号	ATM
本	所	397-0001	木曽町福島2800	(0264) 22-2128	
本 所（農 業 生 活 部）		397-0001	木曽町日義4613	22-2647	
北	部 支 所	399-6201	木祖村大字数原1191-36	36-2027	1
中	部 支 所	397-0001	木曽町福島2800	22-2220	1
南	部 支 所	399-5503	大桑村大字長野2981-6	55-2185	1
南 木 曽 金 融 店		399-5301	南木曽町読書合3645-24	57-2032	1
その他事業所	A・コープきそ	397-0001	木曽町福島2872	23-3271	1
	おんたけ燃料センター	397-0001	木曽町福島3804-2	22-3150	
	大桑燃料センター	399-5504	大桑村大字野尻160-46	55-2403	
	開田高原燃料センター	397-0301	木曽町開田高原末川12697-15	42-3636	1
	小木曽営農資材センター	399-6203	木祖村大字小木曽4007	36-2045	
	中央営農資材センター	399-6101	木曽町日義4613	24-2555	1
	開田営農資材センター	397-0302	木曽町開田高原西野2760	44-2001	
	南木曽営農資材センター	399-5301	南木曽町読書合3645-24	57-2032	
	生 活 セ ン タ ー	399-6101	木曽町日義4613	23-2112	
	グリーンファームきそ	397-0001	木曽町福島2876-4	22-3061	
	王 滝 生 活 店	397-0201	王滝村2891-1	48-2121	
	介 護 セ ン タ ー	397-0001	木曽町福島2863-4	21-2113	
	歯 科 診 療 所	397-0002	木曽町新開5317	27-6111	
	J A 虹 の ホ ー ル き そ	397-0001	木曽町福島6448-1	23-2513	

JA木曽の店舗



JA木曽の沿革・歩み

昭和40年	5月	西筑摩郡内（榑川・宮ノ越・原野・上田・黒川・開田・三岳・南木曽・山口）の9農協が合併して、西筑摩郡農協が発足
昭和49年	3月	木曽郡下（木曽郡・木祖村・福島町・王滝村・上松町・大桑村）の6農協が合併して、木曽農協が発足
	6月	農協婦人部設立、そ菜生産部会設立
	8月	酪農・和牛生産部会設立、和牛婦人部設立
	11月	上松町事業所竣工、酪農生産部会青年部設立
	12月	養蚕生産部会設立
昭和51年	12月	中央店・中央倉庫竣工
昭和52年	11月	大桑村事業所竣工
昭和53年	8月	木祖村予冷庫竣工
	9月	第1回木曽郡畜産共進会
	12月	日義村事業所竣工
昭和54年	11月	第1回農協祭開催
昭和55年	5月	中央店購買車基地竣工
昭和56年	2月	木曽郡畜産生産者大会開催
	4月	民宿部会設立
昭和57年	5月	荒茶工場（南木曽）竣工、生乳処理場/バルククーラー竣工
	8月	事業所・支所を支所・出張所に名称変更、「濃信社」の権利義務承継
昭和58年	3月	開田村予冷庫竣工、大桑村オガコセンター竣工
	4月	稚蚕共同飼育所竣工（南木曽町田立）
昭和58年	8月	現金自動支払機を中央店に設置
	10月	合併10年記念 仔牛共進会・歌謡ショー開催
昭和59年	1月	合併10年記念 貯蓄300億円達成
	6月	現金自動支払機を木祖村・上松町・大桑村支所に設置
	8月	全国銀行内国為替制度加入
	9月	木曽農協地震対策本部設置（県西部地震）
昭和60年	4月	榑川村支所改築
	7月	常滑市農協（愛知県）と姉妹提携調印
	10月	王滝村支所竣工
昭和61年	12月	南木曽町支所竣工、水田農業確立対策推進対策協議会設立
昭和62年	6月	国債返取扱いの認可
	9月	現金自動支払機を王滝村支所に設置、木曽農協給振クラブ設立
昭和63年	3月	農産物輸入自由化阻止中信大会開催、大桑村指定金融機関に指定
	10月	現金自動支払機が県内オンライン提携
	11月	京都市より野菜供給優良産地表彰
平成 元年	2月	信用事業の土曜日業務休業実施
	4月	生産資材店舗（グリーンセンター）オープン、南部ライスセンター竣工
	10月	中部食材センター業務開始、現金自動支払機を三岳村支所に設置
		野菜生産部会が日本農業賞長野県表彰受賞
	12月	金融事業業績全国表彰受賞
平成 2年	2月	酪農ヘルパー利用組合設立
	6月	畜産物特別販売施設「グルメリアきらく」オープン
		経済連牧場開場（三岳村）、きのこ培養センター竣工（日義村）
平成 3年	4月	野菜出荷貯蔵施設竣工（木祖村）
平成 3年	6月	愛称を「JA木曽」に改名
平成 4年	8月	開田村野菜予冷庫竣工
	12月	開田高原給油所竣工
平成 5年	2月	生活総合センター「A・コープきそ店」竣工
	8月	JA木曽貯金残高550億円達成
平成 5年	11月	介護用品取扱相談を開始
	12月	信州博にて木曽特産品販売、水稻異常気象対策会議開催
平成 6年	3月	現金自動預入払出機（ATM）をA・コープきそ店に設置
平成 7年	11月	JA木曽貯金残高610億円達成
平成 8年	2月	田立製茶工場機械竣工式
	3月	「JA木曽こだま会」発足
	4月	木曽農業フォーラム開催
	8月	JA木曽婦人部、総会にて「JA木曽女性部」に改名
平成 9年	9月	木曽産米「初恋」販売開始、CS（集乳場）閉所
平成10年	4月	生産資材流通センター竣工と業務開始
	11月	全国和牛共進会に3頭出場、第1回美の祭典開催（南木曽町支所）
平成11年	6月	JA木曽サンデーバンキング開始（Acoopきそ店、木祖村・南木曽町支所）
平成12年	4月	経済連三岳牧場畜舎竣工、グルメリアきらく開業10周年記念式典
	7月	JA木曽合併25周年記念式典、2000年問題対応
	8月	JA木曽介護センター開所式
	10月	指定在宅介護支援事業開始
		JAあいち知多との姉妹提携調印式

平成13年	3月	木曽産米「ともえちゃん」販売開始・まごころ宅配スタート
平成14年	1月	J Aあいち知多アグリタウン・オープンに農産物販売 木曽アグリネット開局式
	12月	BSE対策全国集会開催
平成15年	2月	第8回全国和牛能力共進会に出場
	11月	J A木曽組合同員組織全体集会開催、J A木曽健康セミナー開催
平成16年	11月	長野農協青年部創立50周年記念式典
	12月	おんたけ燃料センター竣工
平成17年	2月	「はくさいづくり50周年」記念大会開催
	3月	J A木曽合併30周年記念式典、畜産総合施設竣工式（木祖村）
平成18年	4月	行政合併により旧山口村が岐阜県中津川市へ統合
	5月	長野県JA新勘定システム（Compass-JA）移動
	10月	「グリーンファームきそ」オープン
平成19年	4月	新信用システム（JASTEM）移動
平成19年	10月	J A木曽榑川支所店舗移転
平成20年	9月	J A木曽山口支所の廃止
		全国和牛共進会に3頭出場、上位入賞
		木曽福島支所移転 「くらしの相談室」「ローンセンター」開設、土日相談体制スタート
平成21年	4月	歯科診療所開設
平成22年	2月	信州フラワー品評会にて、アルストロメリア農林水産大臣賞受賞
	4月	長野県中央家畜市場スタート
平成23年	4月	おんたけSS・全農長野協同経営化
平成24年	4月	A・コープきそリニューアルオープン
	10月	J A虹のホール竣工式
	11月	木祖支所新店舗オープン
平成25年	4月	和牛繁殖センター竣工式
平成26年	3月	子会社「(株)JAファームきそ」設立
平成27年	1月	J A木曽合併40周年記念組合同員組織全体集会
	4月	A・コープきそ店、(株)長野県A・コープへ移行
	10月	中信地区JA主催による大相撲松本場所開催
平成28年	4月	改正農協法施行
平成29年	2月	JASTEM・OTM機設置
	7月	イントラPCをシンクライアントシステムへ移行
	12月	生産資材システム2011導入
平成30年	11月	組合同員組織全体集会開催
令和 元年	7月	大桑支所新店舗オープン
	11月	臨時総代会開催
令和 2年	10月	拠点再構築により、勘定統合
		木祖支所を北部支所、木曽福島支所を中部支所、大桑支所を南部支所へ名称変更
令和 3年	3月	小木宮営農資材センター・中央営農資材センター・南木曽営農資材センターを設置
令和 3年	10月	本所・中部支所新事務所開所、榑川支所と北部支所統合、日義・三岳・開田支所と中部支所統合
		開田営農資材センター設置
令和 4年	3月	上松支所と王滝支所を中部支所統合、南木曽支所を南部支所へ統合し南木曽金融店へ名称変更
		グリーンファーム店リニューアルオープン
令和 4年	11月	本所農業生活部移転
令和 5年	5月	きのご培養センター廃止
令和 6年	7月	(株)長野県A・コープへまごころ宅配事業を事業移管
	11月	J A木曽合併50周年記念組合同員組織全体集会開催
令和 7年		旧本所・旧上松支所解体工事完了
令和 8年	2月	J A虹のホールきそリニューアル

資 料 編

貸借対照表	(令和7年度)(令和6年度)	37
損益計算書	(令和7年度)(令和6年度)	38
注記表	(令和7年度)(令和6年度)	39
剰余金処分計算書	(令和7年度)(令和6年度)	47
部門別損益計算書	(令和7年度)	48
部門別損益計算書	(令和6年度)	49
経費の内訳		50
財務諸表の正確性等にかかる確認		51
会計監査人の監査		51
自己資本の充実の状況		52
自己資本比率の状況		52
自己資本の構成に関する事項		53
自己資本の充実度に関する事項		54
信用リスクに関する事項		57
信用リスク削減手法に関する事項		61
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		63
証券化エクスポージャーに関する事項		63
CVAリスクに関する事項		63
マーケット・リスクに関する事項		63
オペレーショナル・リスクに関する事項		63
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項		63
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		64
金利リスクに関する事項		64
信用事業取扱実績等		66
貯金		66
貸出金		67
有価証券		70
為替業務等		71
平均残高・利回り等		71
共済事業取扱実績等		74
経済事業取扱実績等		75
連結情報		77
組合及びその子会社等の概況に関する事項		77
組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの		78
直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの		79
連結貸借対照表	(令和7年度)(令和6年度)	79
連結損益計算書	(令和7年度)(令和6年度)	80
連結剰余金計算書	(令和7年度)(令和6年度)	81
連結注記表	(令和7年度)(令和6年度)	82
連結の範囲に関する事項		90
連結自己資本の充実の状況		90
自己資本の充実度に関する事項		92
信用リスクに関する事項		94
信用リスク削減手法に関する事項		100
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		100
証券化エクスポージャーに関する事項		100
CVAリスクに関する事項		101
マーケット・リスクに関する事項		101
オペレーショナル・リスクに関する事項		101
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項		101
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		102
金利リスクに関する事項		102

貸借対照表

(単位：千円)

	科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)		科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)
	(資産の部)				(負債の部)		
1	信用事業資産	64,924,916	68,432,437	1	信用事業負債	65,504,388	68,621,782
	(1)現金	516,667	426,345		(1)貯金	65,305,865	68,337,107
	(2)預金	50,058,976	54,521,900		(2)借入金	616	795
	系統預金	49,558,866	54,021,889		(3)その他の信用事業負債	197,907	283,878
	系統外預金	500,109	500,010		未払費用	34,753	18,911
	(3)有価証券	4,080,373	3,790,809		その他の負債	163,153	264,967
	国債	3,103,403	3,045,149	2	経済事業負債	216,207	245,871
	地方債	156,050	178,370		(1)経済資金	126,305	157,247
	社債	820,920	567,290		(2)未経過共同功収入	84,539	86,056
	(4)貸出金	10,162,063	9,673,702		(3)経済未払費用	4,573	2,566
	(5)その他の信用事業資産	154,194	70,215		(4)その他の経済事業負債	789	1
	未収収益	144,749	63,138	3	総務事業負債	90,054	110,196
	その他の資産	9,444	7,076		(1)総務事業未払金	88,789	105,685
	(6)貸倒引当金	△47,358	△50,535		(2)総務経理費	65	479
2	経済事業資産	24,645	18,702		(3)その他の経済事業負債	1,199	4,032
	(1)その他の経済事業資産	24,645	18,702	4	雑負債	103,550	134,260
3	経済事業資産	354,899	332,814		(1)未払法人税等	1,256	5,391
	(1)経済事業未収金	201,686	207,295		(2)資産除去債務	—	37,511
	(2)経済選定権	25,975	3,618		(3)その他の負債	102,293	91,357
	(3)棚卸資産	101,396	102,509	5	給与当金	270,289	254,318
	購買品	72,626	73,472		(1)賞与引当金	77,600	38,703
	その他の棚卸資産	28,769	29,037		(2)退職引当金	182,663	181,621
	(4)その他の経済事業資産	32,834	36,458		(3)役員退職労引当金	10,025	33,992
	(5)貸倒引当金	△6,994	△17,068	6	繰上金負債	—	—
4	雑資産	288,656	307,280		負債の部合計	66,184,491	69,366,429
	(1)雑資産	288,656	307,280		(純資産の部)		
5	固定資産	1,000,450	1,040,245	1	組合員資本	4,293,687	4,317,930
	(1)有形固定資産	1,000,361	1,040,039		(1)出資金	802,393	822,945
	建物	2,357,835	2,454,366		(2)利益剰余金	3,508,487	3,511,035
	構築物	250,572	246,550		利益準備金	1,230,000	1,210,000
	機械装置	216,994	229,475		その他利益剰余金	2,278,487	2,301,035
	土地	119,279	117,042		教育積立金	185,000	185,000
	リース資産	8,318	8,318		健康・福祉積立金	365,000	365,000
	その他の有形固定資産	527,481	565,437		情報機器積立金	181,000	181,000
	減価償却累計額	△2,480,120	△2,581,152		事業基金並び積立金	840,000	830,000
	(2)無形固定資産	88	206		施設整備積立金	427,849	427,849
	その他の無形固定資産	88	206		指導・新卒研修積立金	32,259	32,259
6	外部仕債	307,830	307,830		税引果実積立金	92,749	92,749
	(1)外部仕債	307,830	307,830		当期末処分剰余金	154,629	187,176
	系統仕債	2,838,344	2,838,344		(うち当期剰余金)	(1,493)	(52,910)
	系統外仕債	234,095	234,095		(3)処分未済部分	△17,193	△16,050
	子会社等仕債	5,862	5,862	2	評価・換算差額等	△693,485	△381,828
7	繰上金資産	112,823	92,749		(1)その他の有価証券評価差額金	△693,485	△381,828
					純資産の部合計	3,600,202	3,936,101
	資産の部合計	69,784,693	73,302,531		負債及び純資産の部合計	69,784,693	73,302,531

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)	科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)
1. 事業総益	1,123,015	1,057,370	(15) 旅行事業収益	0	12
事業収益	2,481,575	2,367,125	(16) 旅行事業費用	-	-
事業費用	1,358,559	1,309,755	旅行事業総益	0	12
(1) 信用事業収益	675,244	572,964	(17) 歯科診療事業収益	46,701	40,148
資金運用収益	616,965	521,020	(18) 歯科診療事業費用	40,003	36,329
(うち預金利息)	(369,202)	(290,908)	歯科診療事業総益	6,697	3,818
(うち有価証券利息)	(53,692)	(44,943)	(19) 介護保険事業収益	48,343	45,425
(うち貸出金利息)	(118,881)	(100,645)	(20) 介護保険事業費用	35,224	33,415
(うちその他受入利息)	(75,188)	(84,523)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△3)
役務提供収益	38,540	34,461	介護保険事業総益	13,118	12,009
その他事業直接収益	-	-	(21) その他経営事業収益	390	511
その他経常収益	19,739	17,483	(22) その他経営事業費用	-	-
(2) 信用事業費用	162,205	108,377	その他経営事業総益	390	511
資金調達費用	72,893	18,160	(23) 指導事業収入	7,763	10,803
(うち貸付金利息)	(72,636)	(18,085)	(24) 指導事業費用	15,714	16,922
(うち貸付金利息)	(236)	(58)	指導事業収入差額	△7,951	△6,119
(うち借入金利息)	(19)	(16)	2. 事業総費	1,056,978	1,042,193
(うちその他支払利息)	0	0	(1) 人件費	785,490	766,883
役務提供費用	12,877	11,989	(2) 雑費	71,849	71,796
その他経常費用	76,434	78,227	(3) 諸料負担金	35,304	35,998
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,176)	(△4,591)	(4) 施設費	157,631	159,987
信用事業総益	513,039	464,587	(5) その他事業管理費	6,702	7,528
(3) 共済事業収益	323,385	322,746	事業総益	66,036	15,176
共済助収入	296,236	301,741	3. 事業外収益	107,367	105,661
その他の収益	27,149	21,004	(1) 受取利息	1,330	1,160
(4) 共済事業費用	23,337	20,518	(2) 受取仕入金	41,315	41,194
共済保全費	11,123	11,063	(3) 賃料	1,573	1,448
その他の費用	12,213	9,455	(4) 償却資産対立益	120	120
共済事業総益	300,048	302,228	(5) Aコープ関連収益	49,561	49,268
(5) 購買事業収益	1,289,599	1,299,630	(6) 雑収入	13,465	12,469
購買品供給高	1,224,421	1,228,330	4. 事業外費用	48,258	45,390
購買手数料	15,963	17,970	(1) 寄付金	408	244
修理サービス料	5,774	3,765	(2) Aコープ関連費用	33,731	32,834
その他の収益	43,439	49,564	(3) 雑損失	14,118	12,311
(6) 購買事業費用	1,039,792	1,053,397	経常総益	125,144	75,446
購買品供給原価	956,935	954,831	5. 特別利益	5,552	3,837
購買品供給費	72,180	79,797	(1) 固定資産処分益	5,552	3,837
その他の費用	10,677	18,768	(2) 一般補助金	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6,181)	(-)	6. 特別損失	148,020	13,627
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(1,544)	(1) 固定資産処分損	746	1,371
購買事業総益	249,806	246,233	(2) 固定資産売却損	-	-
(7) 販売事業収益	43,355	40,804	(3) 減価償却	8,174	12,255
販売品販売高	2,474	3,111	(4) 建物等解体費用(日本所・上松)	139,100	-
販売手数料	29,184	25,324	税引前当期利益	-	65,656
その他の収益	11,696	12,368	税引前当期損失	17,323	-
(8) 販売事業費用	1,181	8,350	法人税・住民税及び事業税	1,256	12,678
販売品販売原価	2,153	2,702	法人税等調整額	△20,073	68
販売費	2,867	2,941	法人税等合計	△18,816	12,746
その他の費用	△3,839	2,706	当期剰余金	1,493	52,910
(うち貸倒引当金戻入益)	(△38,791)	(-)	当期繰越剰余金	153,135	134,198
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(2,631)	税引後繰越剰余金取崩	-	68
販売事業総益	42,174	32,453	当期処分剰余金	154,629	187,176
(9) 保管事業収益	481	633			
(10) 保管事業費用	361	354			
保管事業総益	120	279			
(11) 加工事業収益	6,696	8,475			
(12) 加工事業費用	6,534	8,096			
加工事業総益	161	379			
(13) 利用事業収益	87,222	79,620			
(14) 利用事業費用	81,813	78,644			
利用事業総益	5,409	976			

注記表

令和7年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式……移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

・ 時価のあるもの：時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（生産資材・燃料等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額が収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額が収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融機関等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。

(5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

令和6年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式……移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（生産資材・燃料等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額が収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額が収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融機関等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。

(5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

収益認識基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

④ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

⑤ 介護福祉事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護福祉事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内訳明細の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明細も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産118,353千円（繰延税金負債との相殺額）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

収益認識基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

④ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

⑤ 介護福祉事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護福祉事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内訳明細の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明細も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産98,493千円（繰延税金負債との相殺額）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

令和7年度

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引当額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額は225,699千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引当額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	3,744千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務類取引に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 8,976千円
子会社等に対する金銭債務の総額 16,686千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する債権額は49,683千円、危険債権額は68,271千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。)です。債権のうち、三年以上延滞債権額は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三年以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三年以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三年以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は117,955千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 15,990千円
うち事業取引高 15,790千円
うち事業取引以外の取引高 200千円
子会社等との取引による費用総額 26,300千円
うち事業取引高 12,685千円
うち事業取引以外の取引高 13,615千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設(王滝店・給由所・介護センター・歯科診療所)は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産(虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場)については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。農業関連施設(営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター<育苗施設含む>・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場)は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域のプロダクトのみが利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

令和6年度

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引当額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引当額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務類取引に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 11,036千円
子会社等に対する金銭債務の総額 13,240千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する債権額は53,675千円、危険債権額は65,234千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。)です。債権のうち、三年以上延滞債権額は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三年以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三年以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三年以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は118,909千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 17,236千円
うち事業取引高 17,036千円
うち事業取引以外の取引高 200千円
子会社等との取引による費用総額 16,578千円
うち事業取引高 5,830千円
うち事業取引以外の取引高 10,747千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設(王滝店・給由所・介護センター・歯科診療所)は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産(虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場)については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。農業関連施設(営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター<育苗施設含む>・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場)は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域のプロダクトのみが利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

令和7年度

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
開田高原給油所	事業用店舗	建物・構築物・その他の有形固定資産
おんたけ給油所	事業用店舗	機械装置・その他の有形固定資産
大桑給油所	事業用店舗	建物・構築物・その他の有形固定資産
介護センター	事業用店舗	その他の有形固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

給油所（開田高原・おんたけ・大桑）、介護センターについて、当該店舗の事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合 計	建 物	構 築 物	機 械 装 置	その他の有形固定資産
開田高原給油所	2,426	864	1,456	-	105
おんたけ給油所	4,220	-	-	3,972	247
大桑給油所	639	236	297	-	105
介護センター	887	-	-	-	887
合計	8,174	1,101	1,753	3,972	1,346

④ 回収可能価額の算定方法

上記全ての資産について、回収可能価額は使用価値より正味売却価額の方が高いことから、正味売却価額を採用しています。正味売却価額の時価は、主に固定資産税評価価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他の有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

令和6年度

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
開田高原給油所	事業用店舗	その他の有形固定資産
おんたけ給油所	事業用店舗	機械装置・その他の有形固定資産
介護センター	事業用店舗	その他の有形固定資産
歯科診療所	事業用店舗	建物・その他の有形固定資産
王竜生活店	事業用店舗	その他の有形固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

給油所（開田高原・おんたけ）、介護センター、歯科診療所、王竜生活店について、当該店舗の事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合 計	建 物	機 械 装 置	その他の有形固定資産
開田高原給油所	3,182	-	-	3,182
おんたけ給油所	6,771	-	999	5,771
介護センター	230	-	-	230
歯科診療所	1,093	273	-	819
王竜生活店	978	-	-	978
合計	12,255	273	999	10,982

④ 回収可能価額の算定方法

上記全ての資産について、回収可能価額は使用価値より正味売却価額の方が高いことから、正味売却価額を採用しています。正味売却価額の時価は、主に固定資産税評価価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他の有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

令和7年度

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45,454千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

d) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際の検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	50,058,976	49,818,303	△240,673
系統預金	49,558,866	49,440,242	△118,623
系統外預金	500,109	378,060	△122,049
有価証券			
満期保有目的の債券	797,143	798,130	986
その他の有価証券	3,283,230	3,283,230	—
貸出金	10,162,063		
貸倒引当金（※1）	△47,358		
貸倒引当金控除後	10,114,705	9,498,016	△616,688
資産計	64,254,064	63,397,679	△856,375
貯金	65,305,865	65,113,999	△191,865
負債計	65,305,865	65,113,999	△191,865

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前満期特約付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部社債	3,078,302

令和6年度

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,784千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

d) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際の検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	54,521,900	54,354,701	△167,199
系統預金	54,021,889	53,919,448	△102,441
系統外預金	500,010	435,253	△64,757
有価証券			
満期保有目的の債券	497,219	515,100	17,880
その他の有価証券	3,293,590	3,293,590	—
貸出金	9,673,702		
貸倒引当金（※1）	△50,535		
貸倒引当金控除後	9,623,166	9,302,619	△320,547
資産計	67,935,875	67,466,010	△469,865
貯金	68,337,107	68,183,566	△153,540
負債計	68,337,107	68,183,566	△153,540

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前満期特約付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部社債	3,078,302

令和7年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	495,689.76	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	300,000	500,000	-
その他有価証券の うち満期のあるもの	-	-	-	-	-	4,000,000
貸出金(*1,2)	122,681.4	819,734	744,410	997,796	603,142	6,054,421
合計	50,785,790	819,734	744,410	997,796	1,103,142	10,554,421

(※1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越257,688千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等15,742千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	60,299,796	2,292,407	1,702,078	363,804	384,070	63,709
合計	60,299,796	2,292,407	1,702,078	363,804	384,070	63,709

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	497,740	502,000	4,259
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	299,402	296,130	△3,272
合計		797,143	798,130	986

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,306,260	2,876,715	△570,455
	地方債	156,050	200,000	△43,950
	社債	820,920	900,000	△79,080
合計		3,283,230	3,976,715	△693,485

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和6年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,021,900	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000
その他有価証券の うち満期のあるもの	-	-	-	-	-	3,700,000
貸出金(*1,2)	1,185,502	759,946	671,390	612,447	567,952	5,872,787
合計	55,207,403	759,946	671,390	612,447	567,952	10,572,787

(※1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越264,083千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等3,676千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	62,352,642	2,842,421	2,186,022	284,504	600,026	71,489
合計	62,352,642	2,842,421	2,186,022	284,504	600,026	71,489

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	497,219	515,100	17,880
合計		497,219	515,100	17,880

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	309,600	302,429	7,170
	小計	309,600	302,429	7,170
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,238,330	2,572,988	△334,658
	地方債	178,370	200,000	△21,630
	社債	567,290	600,000	△32,710
	小計	2,983,990	3,372,988	△388,998
合計		3,293,590	3,675,418	△381,828

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和7年度

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	181,621千円
退職給付費用	45,961千円
退職給付の支払額	△18,163千円
特定退職金共済制度への拠出金	△26,755千円
期末における退職給付引当金	182,663千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	659,117千円
特定退職金共済制度	△476,453千円
未積立退職給付債務	182,663千円
退職給付引当金	182,663千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,961千円
出向者に係る出向先負担等	△330千円
合計	45,630千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険料率及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,037千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、56,951千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	6,727千円
退職給付引当金	51,710千円
役員退任慰労引当金	2,844千円
賞与引当金	21,464千円
減価損失(償却資産)	32,422千円
減価損失(土地)	9,579千円
その他有価証券評価差額金	196,741千円
税務上の繰越欠損金	23,775千円
その他	11,951千円
繰延税金資産小計	357,218千円
評価性引当額	△238,864千円
繰延税金資産合計(A)	118,353千円
繰延税金負債	
未収貸金利息	5,530千円
繰延税金負債合計(B)	5,530千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	112,823千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税金前当期損失のため記載省略致します。

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、28.37%に変更されました。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

Ⅸ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	170,647千円
退職給付費用	48,775千円
退職給付の支払額	△9,959千円
特定退職金共済制度への拠出金	△27,841千円
期末における退職給付引当金	181,621千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	658,791千円
特定退職金共済制度	△477,169千円
未積立退職給付債務	181,621千円
退職給付引当金	181,621千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	48,775千円
出向者に係る出向先負担等	△342千円
合計	48,432千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険料率及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,083千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、66,846千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	10,605千円
退職給付引当金	50,244千円
役員退任慰労引当金	9,402千円
賞与引当金	10,705千円
減価損失(償却資産)	37,640千円
減価損失(土地)	9,340千円
資産除去債務	10,375千円
その他有価証券評価差額金	105,613千円
その他	11,062千円
繰延税金資産小計	254,992千円
評価性引当額	△156,498千円
繰延税金資産合計(A)	98,493千円
繰延税金負債	
未収貸金利息	5,743千円
繰延税金負債合計(B)	5,743千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	92,749千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
調整	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.08%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.01%
受取利息等永久に益金に算入されない項目	△8.59%
住民税等割増	2.04%
評価性引当額の増減	△5.40%
その他	0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.41%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以後の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.66%から、28.37%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

Ⅸ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和7年度

X その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 37,511 千円

資産除去債務の履行に伴う減少額 △37,511 千円

期末残高 - 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和6年度

X その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0～3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 37,511 千円

期末残高 37,511 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

令和7年度

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	154,629,006
2. 剰余金処分額	56,367,199
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金	40,073,263
事業基盤強化積立金	20,000,000
税効果調整積立金	20,073,263
(3) 出資配当金	6,293,936
3. 次期繰越剰余金	98,261,807

- (注) 1 出資配当は年0.8%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算です。
2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。
なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繰越剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。
3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額5,000千円が含まれています。

令和6年度

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	187,176,718
2. 剰余金処分額	34,041,431
(1) 利益準備金	20,000,000
(2) 任意積立金	10,000,000
事業基盤強化積立金	10,000,000
(3) 出資配当金	4,041,431
3. 次期繰越剰余金	153,135,287

- (注) 1 出資配当は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算です。
(注) 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。
なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繰越剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。
3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額5,000千円が含まれています。

種 類	積立目的	目標額	積立基準	取崩基準
教育積立金	JAの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	3億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
健康・福祉積立金	JAが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な運動施設整備に資するため	7億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
情報施設積立金	組合員に対する新しいサービスの提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報化投資等への整備に資するため	2億8千万円	各事業年度の剰余金より積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
事業基盤強化積立金	組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計整備・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出等に充てるため	15億円	事業基盤（経営基盤）強化に要する資金を計画的に積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
施設整備積立金		5億円	施設等の取得および処分に要する資金を計画的に積立てる。	
指導、新規開発積立金		指導事業等に必要とする額	指導事業及び新規開発事業に要する資金を計画的に積立てる。	
税効果調整積立金	組合の事業の改善発達のため、繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取崩しにかかる支出等に充てるため	当期に発生した法人税等調整額の残高全額	当期に発生した法人税等調整額の残高全額を積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。

部門別損益計算書

令和7年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	2529,183	675,244	323,385	594,368	928,765	7,418	
事業費用 ②	1,406,168	162,205	23,337	505,649	701,273	13,702	
事業総利益（①-②） ③	1,123,015	513,039	300,048	88,718	227,492	△6,283	
事業管理費 ④ （うち減価償却費⑤） （うち人件費⑤'）	1,056,978 (82,819) (785,490)	394,532 (40,881) (280,007)	178,406 (6,688) (146,165)	211,786 (23,809) (149,719)	224,407 (10,855) (172,462)	47,846 (585) (37,135)	
＊うち共通管理費 ⑥ （うち減価償却費⑦） （うち人件費⑦'）		104,087 (3,608) (54,390)	43,095 (1,494) (22,519)	51,661 (1,791) (26,995)	64,357 (2,231) (33,629)	7,718 (267) (4,033)	△270,919 (△9,393) (△141,568)
事業利益（③-④） ⑧	66,036	118,506	121,642	△123,067	3,085	△54,130	
事業外収益 ⑨	107,367	36,789	15,153	19,945	32,768	2,710	
＊うち共通分 ⑩		36,504	15,113	18,118	22,570	2,706	△95,014
事業外費用 ⑪	48,258	5,284	2,127	2,546	37,919	380	
＊うち共通分 ⑫		5,131	2,124	2,546	3,172	380	△13,356
経常利益（⑧+⑨-⑪） ⑬	125,144	150,011	134,668	△105,668	△2,065	△51,800	
特別利益 ⑭	5,552	1,048	434	3,298	693	77	
＊うち共通分 ⑮		1,048	434	520	648	77	△2,728
特別損失 ⑯	148,020	54,129	22,126	26,584	41,217	3,962	
＊うち共通分 ⑰		53,442	22,126	26,525	33,043	3,962	△139,100
税引前当損利益 （⑬+⑭-⑯） ⑱	△17,323	96,930	112,975	△128,953	△42,589	△55,685	
営農指導事業分酒税減額 ⑲		12,462	7,285	30,333	5,603	△55,685	
営農指導事業分酒税減後 税引前当損利益（⑱-⑲） ⑳	△17,323	84,467	105,689	△159,287	△48,193		

＊⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への酒税減基準等

（1）共通管理費等（人頭割＋事業管理費割（人件費を除く）＋事業総利益割）÷ 3

（2）営農指導事業（農業事業関連＋事業総利益割）÷ 2

2. 酒税減割合（1の酒税減基準で算出した酒税減の割合）

（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費	38.42	15.91	19.07	23.76	2.84	100.00
営農指導事業	22.38	13.08	54.47	10.07		100.00

上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益47,608千円、事業費用47,608千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

部門別損益計算書

令和6年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	2684,172	572,964	322,746	711,157	1,067,314	9,988	
事業費用 ②	1,626,802	108,377	20,518	633,902	849,719	14,285	
事業総利益 (①-②) ③	1,057,370	464,587	302,228	77,255	217,595	△4,296	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	1,042,193 (82,153) (766,883)	364,436 (34,654) (260,812)	196,914 (7,140) (160,623)	214,491 (27,801) (144,264)	224,979 (11,937) (169,357)	41,371 (619) (31,825)	
＊うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')		102,704 (4,097) (49,678)	49,004 (1,955) (23,703)	58,050 (2,315) (28,079)	68,894 (2,748) (33,324)	7,406 (295) (3,582)	△286,060 (△11,412) (△138,368)
事業利益 (③-④) ⑧	15,176	100,151	105,313	△137,236	△7,384	△45,667	
事業外収益 ⑨	105,661	33,933	16,095	20,517	32,013	3,101	
＊うち共通 ⑩		33,648	16,055	19,018	22,571	2,426	△93,719
事業外費用 ⑪	45,390	3,888	1,817	3,256	36,152	274	
＊うち共通 ⑫		3,808	1,817	2,152	2,554	274	△10,608
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	75,446	130,195	119,591	△119,975	△11,524	△42,840	
特別利益 ⑭	3,837	-	-	3,652	184	-	
＊うち共通 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	13,627	228	71	2,036	11,290	0	
＊うち共通 ⑰		13	6	7	9	0	△38
税引前当損利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	65,656	129,967	119,519	△118,358	△22,629	△42,841	
営農指導事業分酒税減額 ⑲		9,251	6,018	23,208	4,363	△42,841	
営農指導事業分酒税減後 税引前当損利益(⑱-⑲) ⑳	65,656	120,715	113,500	△141,566	△26,992		

＊⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への酒税減基準等

- (1) 共通管理費等 (人頭割+事業管理費割(人件費を除く)+事業総利益割) ÷ 3
- (2) 営農指導事業 (農業事業関連+事業総利益割) ÷ 2

2. 酒税減割合 (1の酒税減基準で算出した酒税減の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費	35.90	17.13	20.29	24.08	2.60	100.00
営農指導事業	21.60	14.05	54.17	10.18		100.00

上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益54,652千円、事業費用54,652千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

経費の内訳

(事業管理費の内訳)

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
人 件 費	785	766	18
うち給与手当	587	558	29
うち福利・厚生費	112	108	3
うち退職給付費用	45	48	△2
うちその他人件費	34	44	△9
物 件 費	271	275	△3
うち業務費	71	71	0
うち諸税負担金	35	35	△0
うち施設費	157	159	△2
うちその他管理費	6	7	△0

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和 8 年 5 月 13 日

木曾農業協同組合

代表理事組合長

電子 宗樹 

代表理事専務理事（財務担当）

糸魚川 光弘 

会計監査人の監査

令和6度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、20.14%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	木曽農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	802百万円（前年度822百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和7年度 (当年度)	令和6年度 (前年度)
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	4,287	4,313
うち、出資金及び資本準備金の額	802	822
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,508	3,511
うち、外部流出予定額（△）	6	4
うち、上記以外に該当するものの額	△17	△16
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	4,288	4,315
コア資本調整にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,288	4,315
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,511	21,275
資産（オン・バランス）項目	20,495	21,275
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	16	-
マーケット・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	776	2,119
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	21,287	23,395
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.14%	18.44%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては景観的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについて、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

◆ 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度（当年度）		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	488		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,685		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	3,311		
	外国の中央政府等以外の公共団体向け			
	国際決済銀行向け			
	地方公共団体金融機関向け	301	30	1
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,871	10,454	418
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	625	120	4
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	934	334	13
	（うちトランザクター向け）	15	6	0
	不動産関連向け	485	149	5
	（うち自己居住用不動産等向け）	442	123	4
	（うち賃貸用不動産向け）	38	22	0
	（うち事業用不動産関連向け）	4	3	0
	（うちその他不動産関連向け）			
	（うちADC向け）			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	95	39	1
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
	取立未済手形	8	1	0
	信用保証協会等による保証付	3,858	379	15
	株式会社地味経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等	456	456	18
	共済債権貸付			
	上記以外	4,442	8,544	341
	（うち重要な出資のエクスポージャー）			
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			
	（うち農林中央金庫の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）	2,621	6,554	262
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	112	282	11
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）			
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,708	1,708	68
	証券化			
	（うちSTC要件適用分）			
	（短期STC要件適用分）			
	（うち不良債権証券化適用分）			
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	（うちルックスルー方式）			
	（うちマンドート方式）			
	（うち蓋然性方式250%）			
	（うち蓋然性方式400%）			
	（うちフォールバック方式）			
	他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	70,567	20,511	820
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
合計（信用リスク・アセットの額）		70,567	20,511	820

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除し て得た額	所要自己資本額 b=a×4%
	776	31
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 A	所要自己資本額 b=a×4%
	21,287	851

◆ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度（当年度）
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	776,004
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	21,287,915
B I	517,336
B I C	62,080

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するLMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		410	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		3,383	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-
我が国の地方公共団体向け		2,725	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-
地方公共団体金融機関向け		301	30	1
我が国の政府関係機関向け		-	-	-
地方三公社向け		-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		56,257	11,251	450
法人等向け		494	165	6
中小企業等向け及び個人向け		519	174	6
抵当権付住宅ローン		397	113	4
不動産取得等事業向け		42	42	1
三月以上延滞等		21	0	0
取立未済手形		3	0	0
信用保証協会等保証付		3,941	387	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-
共済約款貸付		-	-	-
出資等		456	456	18
(うち出資等のエクスポージャー)		456	456	18
(うち重要な出資のエクスポージャー)		-	-	-
上記以外		4,795	8,653	346
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー)		-	-	-
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)		2,621	6,554	262
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエク スポージャー)		92	232	9
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエ クスポージャー)		-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,081	1,867	74
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	73,751	21,275	851
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	73,751	21,275	851
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
		2,119	84
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
		23,395	935

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

◆ 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関	
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）	株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）	
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◆ 信用リスクに関するエクスポート（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和7年度(当年度)					令和6年度(前年度)				
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポート	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポート
国	国内	70,567	10,203	4,789	-	95	73,751	9,685	4,186	-	21
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		70,567	10,203	4,789	-	95	73,751	9,685	4,186	-	21
法人	農業	9	9	-	-	0	13	7	-	-	5
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-
	製造業	100	100	-	-	50	122	122	-	-	0
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	13	13	-	-	-	13	13	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	301	-	301	-	-	301	-	301	-	-
	運輸・通信業	300	-	300	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	54,990	1,701	301	-	-	59,369	1,701	301	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	139	133	-	-	25	99	93	-	-	3
	日本国政府・地方公共団体	6,996	3,110	3,886	-	-	6,109	2,524	3,584	-	-
	上記以外	268	3	-	-	-	271	7	-	-	-
	個人	5,129	5,129	-	-	20	5,223	5,211	-	-	11
	その他	2,316	-	-	-	-	2,224	-	-	-	-
業種別残高計		70,567	10,203	4,789	-	95	73,751	9,685	4,186	-	21
残存期間別残高計	1年以下	50,001	333	-	-	-	54,366	312	-	-	-
	1年超3年以下	371	371	-	-	-	440	440	-	-	-
	3年超5年以下	1,437	637	799	-	-	558	558	-	-	-
	5年超7年以下	893	593	300	-	-	1,267	769	498	-	-
	7年超10年以下	3,297	2,391	905	-	-	2,251	1,645	605	-	-
	10年超	9,001	5,714	2,784	-	-	9,307	5,722	3,082	-	-
	期限が定めのないもの	5,565	161	-	-	-	5,560	237	-	-	-
残存期間別残高計		70,567	10,203	4,789	-	-	73,751	9,685	4,186	-	-

(注)

- 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含まれています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1
個別貸倒引当金	65	53	0	65	53	66	65	-	66	65

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	65	53	0	65	53	/	66	65	-	66	65	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	65	53	0	65	53	/	66	65	-	66	65	/
法人	農業	5	0	-	5	0	6	5	-	6	5	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	16	15	-	16	15	18	16	-	18	16	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	24	23	-	24	23	24	24	-	24	24	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	19	13	0	19	13	17	19	-	17	19	-
業種別計	65	53	0	65	53	-	66	65	-	66	65	-

◆ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

	令和7年度（当年度）						
項目	リス ク・ウ ェイト （%）	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウ ェイトの加 重平均 値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バ ランス 資産項 目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バ ランス 資産項 目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))
現金	0	488		488			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,685		3,685			
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～ 150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	3,311		3,311			

外国の中央政府等以外の公共機関向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機関向け	10~20	301		301		30	10
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	51,871		51,871		10,454	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	625		625		120	19
（うち特定貸付債権向け）	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	908	269	670	26	334	48
（うちトラザクター向け）	45		154		15	6	45
不動産関連向け	20~150	485		480		149	31
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	442		437		123	28
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	38		38		22	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	4		4		3	70
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	42	0	38	0	39	104
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	8		8		1	20
信用保証協会等による保証付	0~10	3,858		3,796		379	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	456		456		456	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100~1250	4,442		4,442		8,544	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,621		2,621		6,554	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	112		112		282	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	1,708		1,708		1,708	100
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—						
合計（信用リスク・アセットの額）	—					20,511	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載しておりません。

◆ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,685						3,685						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,311							3,311					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		301						301					
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,071	800							51,871				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	601					0			23	625			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等				456		456							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	15	45	9	627	696								
（うちトランザクター向け）	15	15											
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	74			271								91	437
うち自己居住用不動産等向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け						38						38	
うち賃貸用不動産向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け									4	4			
うち事業用不動産関連向け	60%	その他					合計						
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け													
うちADC向け	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	6	6	13	11	38								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	488					488							
取立未済手形			8			8							
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		3,794				1	3,796						
共済約款貸付													

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度（前年度）については、記載していません。

◆ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（%）	資産の額および与信相当 額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	64,915			64,685
40%～70%	450	154	10%	465
75%	41	70	10%	45
80%				
85%	68			64
90%～100%	31	30	10%	15
105%～130%				
150%	14			13
250%	456			456
400%				
1250%				
その他	67	13	10%	14
合計	66,044	269	10%	65,761

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の勘等を行っております。

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
（単位：百万円）

		令和6年度（前年度）		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リス ク削減効 果勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	6,885	6,885
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	4,238	4,238
	リスク・ウェイト20%	301	56,435	56,736
	リスク・ウェイト35%	-	273	273
	リスク・ウェイト50%	-	423	423
	リスク・ウェイト75%	-	59	59
	リスク・ウェイト100%	-	2,420	2,420
	リスク・ウェイト150%	-	0	0
	リスク・ウェイト250%	-	2,714	2,714
その他		-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
合計		301	73,450	73,751

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団

体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和7年度（当年度）		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1	22	
中堅中小企業等向け及び個人向け	27	531	
自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け		159	
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2	1	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	30	714	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度（前年度）	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	17	-
中小企業等向け及び個人向け	10	311
抵当権住宅ローン	-	121
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	243
合計	27	676

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払い約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公営機関向け・国際清算銀行向け・取立未済手形・未決済引当・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

当J/Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要については、P14をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◆ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J/Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J/Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている。系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,078	3,078	3,078	3,078
合計	3,078	3,078	3,078	3,078

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

◆ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、四半期でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRBBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	448	561	5	6
2	下方パラレルシフト	0	0	24	24
3	スティープ化	535	643		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	99	146		
7	最大値	535	643	24	24
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,288		4,315	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

信用事業取扱実績

貯金

◆ 科目別貯金残高

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
流動性貯金	40,952	62.7%	40,729	59.6%	222
当 座 貯 金	118	0.2%	108	0.2%	10
普 通 貯 金	40,604	99.1%	40,408	99.2%	195
貯 蓄 貯 金	229	0.5%	212	0.5%	16
通 知 貯 金	-	-%	-	-%	-
定期性貯金	24,340	37.2%	27,588	40.3%	△3,248
定 期 貯 金	23,989	98.5%	27,197	98.5%	△3,207
うち固定金利定期	23,894	99.9%	27,189	99.9%	△3,205
うち変動金利定期	5	0.0%	7	0.0%	△2
定 期 積 金	351	1.4%	391	1.4%	△40
その他の貯金	12	0.0%	18	0.0%	△5
計	65,305	100.0%	68,337	100.0%	△3,031
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合 計	65,305	100.0%	68,337	100.0%	△3,031

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

◆ 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	金額
流動性貯金	42,186	62.4%	41,932	59.5%	253
定期性貯金	25,343	37.5%	28,500	40.4%	△3,157
その他の貯金	12	0.0%	21	0.0%	△8
計	67,542	100.0%	70,454	100.0%	△2,911
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合 計	67,542	100.0%	70,454	100.0%	△2,911

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

貸出金

◆ 科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	31	39	△7
証書貸付金	8,172	7,670	502
当座貸越	257	264	△6
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,700	1,700	-
合 計	10,162	9,673	488
(うち農業近代化資金)	-	-	-
(うち日本政策金融公庫資金)	0	0	0

◆ 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
手形貸付	37	38	0
証書貸付	8,250	7,359	891
当座貸越	264	268	△3
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,700	1,700	-
合 計	10,253	9,366	886

◆ 貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	7,551	74.3%	7,265	75.1%	285
変動金利貸出	2,610	25.6%	2,407	24.8%	203
合 計	10,162	100.0%	9,673	100.0%	488

◆ 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	164	1.6%	174	1.8%	△10
林業	310	3.0%	320	3.3%	△10
水産業	2	0.0%	3	0.0%	0
製造業	1,283	12.6%	1,305	13.4%	△22
鉱業	0	0.0%	1	0.0%	0
建設業	918	9.0%	940	9.7%	△22
不動産業	41	0.4%	4	0.0%	36
電気・ガス・熱供給・水道業	91	0.8%	106	1.1%	△15
運輸・通信業	307	3.0%	339	3.5%	△31
卸売・小売業・飲食店	170	1.6%	183	1.8%	△12
サービス業	1,027	10.1%	1,034	10.6%	△7
金融・保険業	1,831	18.0%	1,836	18.9%	△4
地方公共団体	3,101	30.5%	2,518	26.0%	582
その他	912	8.9%	904	9.3%	8
合 計	10,162	100.0%	9,673	100.0%	488

◆ 主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増減
農業	132	153	△21
穀作	7	6	0
野菜・園芸	27	27	△0
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	56	62	△5
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	41	57	△16
農業関連団体等	-	-	-
合計	132	153	△21

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増減
フロー資金	109	130	△21
農業制度資金	22	22	△0
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	22	22	△0
合計	132	153	△21

- (注) 1. フロー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫資金	0	0	△0
合計	0	0	△0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆ 貯貸率・貯証率

(単位：％)

	令和7年度		令和6年度		増 減	
	期末	期中平均	期末	期中平均	期末	期中平均
貯貸率	15.5	15.1	14.1	13.2	1.4	1.8
貯証率	6.2	6.8	5.5	5.6	0.7	1.2

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

◆ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	5,383	52.9%	5,454	56.3%	△70
運転資金	4,775	47.1%	4,215	43.7%	559
合 計	10,162	100.0%	9,673	100.0%	488

◆ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
貯金等	261	251	10
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	35	42	△7
その他の担保	137	157	△19
担保計	434	450	△16
農業信用基金協会保証	3,806	3,881	△74
その他の保証	1,034	1,029	4
保証計	4,840	4,910	△69
信用	4,886	4,312	574
合 計	10,162	9,673	488

◆ 債務保証見返額の担保別内訳
該当ありません。

◆ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年度	49	9	3	36	49
	令和6年度	53	10	3	39	53
危険債権	令和7年度	68	57	1	9	68
	令和6年度	65	53	2	9	65
要管理債権	令和7年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
三年以上延滞債権 貸出条件緩和債権	令和7年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
小計	令和7年度	117	66	4	46	117
	令和6年度	118	64	5	48	118
正常債権	令和7年度	10,058				
	令和6年度	9,566				
合計	令和7年度	10,176				
	令和6年度	9,684				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三年以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三年以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三年以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三年以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

「P. 58をご参照ください」

◆ 貸出金償却額

「P. 58をご参照ください」

有価証券

◆ 種類別・有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
国債	3,651	3,359	292
地方債	199	199	△0
政府保証債	-	-	-
社債	787	411	375
株式	-	-	-
外国債券	-	-	-
その他証券	-	-	-
合 計	4,638	3,971	667

(注) 貸付債券はありません。

◆ 商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は、取扱いはありません。

◆ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年度	国債	-	-	797	-	567	1,739	-	3,103
	地方債	-	-	-	-	-	156	-	156
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	291	271	258	-	820
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	国債	-	-	-	497	309	2,238	-	3,045
	地方債	-	-	-	-	-	178	-	178
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	192	374	-	567
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

◆ 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・売買目的有価証券・・・・・・該当ありません。
- ・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和7年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	497	502	4	497	515	17
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの		299	296	△3	-	-	-
合 計		797	798	0	497	515	17

・その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和7年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評 価 差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国 債	-	-	-	309	302	7
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	309	302	7
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	国 債	2,306	2,876	△570	2,238	2,572	△334
	地 方 債	156	200	△43	178	200	△21
	社 債	820	900	△79	567	600	△32
	小 計	3,283	3,976	△693	2,983	3,372	△388
合 計		3,283	3,976	△693	3,293	3,675	△381

その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

なお、令和7年度は、その他有価証券にかかる評価差額金△693,485千円を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しています。

なお、令和6年度は、その他有価証券にかかる評価差額金△381,828千円を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		売却原価	売却額	売却益	売却原価	売却額	売却益
国	債	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	-

2. 金銭の信託・・・・・・・・・・取扱いをしていません。
 3. デリバティブ取引等・・・・・・・・取扱いをしていません。
 4. 金融等デリバティブ取引・・・・・・・・取扱いをしていません。

◆ 金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額
 該当取引はありません。

◆ 上場先物取引所にかかる未決済の先物取引契約の約定金額及びその時価
 該当取引はありません。

為替業務等

◆ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		令和7年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	(件数)	75,534	103,178	74,471	107,661
	(金額)	27,963	37,572	26,601	37,884
代金取立	(件数)	-	-	1	-
	(金額)	-	-	2	-
雑為替	(件数)	1,357	1,203	1,502	1,219
	(金額)	135	195	139	149
合計	(件数)	76,891	104,381	75,974	108,880
	(金額)	28,098	37,767	26,743	38,034

◆ 外国為替取扱実績 取扱いがありません。

◆ 外貨建資産残高 取扱いがありません。

平均残高・利回り等

◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	544	502	41
役 務 取 引 等 収 支	25	22	3
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△56	△60	4
信 用 事 業 粗 利 益	569	525	44
(信用事業粗利益率)	0.84%	0.74%	0.09%
事 業 粗 利 益	1,157	1,107	50
(事業粗利益率)	1.49%	1.35%	0.13%
事 業 純 益	100	64	35
実 質 事 業 純 益	100	65	35
コ ア 事 業 純 益	100	65	35
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	100	65	35

◆ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	67,200	616	0.92%	70,151	521	0.74%
うち 預金	52,310	444	0.85%	56,815	375	0.66%
うち 有価証券	4,638	53	1.16%	3,971	44	1.13%
うち 貸出金	10,251	118	1.16%	9,364	100	1.07%
資金調達勘定	67,545	72	0.11%	70,457	18	0.03%
うち 貯金・定積	67,544	72	0.11%	70,456	18	0.03%
うち 借入金	0	0	1.75%	0	0	1.75%
総資金利ざや			0.39%			0.34%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	95	28
うち 貸出金	18	4
商品有価証券	-	-
有価証券	8	15
コールローン	-	-
買入手形	-	-
預け金	68	8
支払利息	54	11
うち 貯金	54	11
譲渡性貯金	-	-
借入金	0	△0
差引	41	17

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 利益率

(単位：%)

	令和7年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.09	0.06
資本経常利益率	2.89	1.75	1.13
総資産当期純利益率	0.001	0.06	△0.06
資本当期純利益率	0.034	1.22	△1.19

- (注) 算出方法は以下のとおり
1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

◆ 預かり資産の状況

◆ ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	-	-

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

◆ ②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和7年度	令和6年度
残高有り投資信託 口座数	-	-

◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,161	1,093	1,047	1,057	1,123
信用事業収益	479	450	452	464	513
共済事業収益	383	346	316	302	300
農業関連事業収益	116	98	94	77	88
生活その他事業収益	189	201	190	217	227
営農指導事業収益	△7	△2	△5	△4	△6
経常利益	55	88	81	75	125
当期剰余金（注）	64	48	30	52	1
出資金	887	869	845	822	802
（出資口数）	（887,872）	（869,190）	（845,709）	（822,945）	（802,393）
純資産額	4,280	4,210	4,164	3,936	3,600
総資産額	75,401	75,454	74,299	73,302	69,784
貯金等残高	70,222	70,367	69,265	68,337	6,5305
貸出金残高	7,787	8,813	8,772	9,673	10,162
有価証券残高	1,725	2,589	3,238	3,790	4,080
剰余金配当金額	-	4	4	4	6
・出資配当の額	-	4	4	4	6
・事業利用配当の額	-	-	-	-	-
職員数	153人	115人	109人	117人	113人
単体自己資本比率	17.32%	17.71%	18.04%	18.44%	20.14%

- （注） 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期剰余金に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

◆ その他経営諸指標

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
信用事業関係		
1 職員当たり貯金残高	2,113	2,155
1 店舗当たり貯金残高	16,326	17,084
1 職員当たり貸出金残高	1,539	1,007
1 店舗当たり貸出金残高	2,540	2,418
共済事業関係		
1 職員当たり長期共済保有高	1,575	1,589
1 店舗当たり長期共済保有高	44,494	46,484
経済事業関係		
1 職員当たり購買供給高	58	56
1 職員当たり販売品販売高	246	226
1 店舗当たり購買供給高	131	118

共済事業取扱実績等

◆ 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類		令和7年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	4,771	35,763,462	4,879	38,025,110
	定期生命共済	228	2,298,550	225	2,261,600
	養老生命共済	2,020	10,151,034	2,194	11,785,391
	（うちこども共済）	(1,439)	(4,498,900)	(1,531)	(5,279,100)
	医療共済	4,195	1,089,050	4,255	1,219,850
	がん共済	1,277	168,000	1,150	187,500
	定期医療共済	157	428,900	168	453,200
	介護共済	1,112	734,897	1,141	728,380
	認知症共済	124		127	
	生活障害共済	231		233	
	特定重度疾病共済	452		472	
	年金共済	3,621	55,800	3,716	55,800
建物更生共済		8,667	127,288,830	8,935	131,220,643
合 計		26,855	177,978,524	27,495	185,937,474

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

◆ 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和7年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	4,195	14,577 268,277	4,255	16,012 240,729
が ん 共 済	1,277	7,065 46,600	1,150	8,350 -
定期医療共済	157	783	168	838
合 計	5,629	22,426 314,877	5,573	25,200 240,729

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

◆ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和7年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	1,112	1,388,957	1,141	1,382,135
認知症共済	124	186,600	127	199,100
生活障害共済(一時金型)	81	416,200	86	439,600
生活障害共済(定期年金型)	150	131,460	147	134,660
特定重度疾病共済	452	567,900	472	603,100

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

◆ 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和7年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,318	1,138,304	2,414	1,212,127
年金開始後	1,303	648,855	1,302	634,978
合 計	3,621	1,787,160	3,716	1,847,106

- (注) 金額は、年金年額を記載しています。

◆ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和7年度	令和6年度
火災共済（保障）	17,454,760	17,073,010
自動車共済	5,388台	5,681台
傷害共済（保障）	32,138,000	33,856,500
定額定期共済（保障）	24,000	24,000
賠償責任共済	280件	254件
自賠責共済	2,385台	2,341台

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

農業・生活その他事業取扱実績

◆ 購買事業取扱実績

生産資材

(単位：千円)

種 類	令和7年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
肥料	95,457	92,362
農薬	85,358	80,837
飼料	100,844	114,945
農業機械	54,743	49,285
その他	217,965	222,269
合 計	554,369	559,700

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

生活資材

(単位：千円)

種 類	令和7年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
食品	91,362	102,437
生活用品	205,927	191,229
燃料他	669,402	675,112
合 計	966,692	968,779

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

◆ 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和7年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	98,434	58,101
雑穀	10,158	11,423
園芸	548,025	542,725
水産	—	—
畜産	503,502	314,450
特産	2,474	3,111
その他	20,164	20,446
合 計	1,182,760	950,259

◆ 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和6年度
収益	481	633
費用	361	354
差引	120	279

◆ 指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	令和7年度	令和6年度	科 目	令和7年度	令和6年度
営農改善費	11,274	11,665	負担金	922	1,011
生活改善費	400	425	補助金	2,738	4,319
農政活動費	782	810	実費収入	4,103	5,472
組織活動費	1,161	1,538	繰入金	55,791	47,484
教育情報費	190	169			
その他指導支出	1,901	2,308			
事業管理費	47,846	41,371			
合 計	63,554	58,286	合 計	63,554	58,286

◆ 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和7年度	令和6年度
予冷库	収益	12,787	11,779
	費用	10,700	10,768
	差引	2,087	1,011
育苗	収益	11,887	10,927
	費用	9,793	9,334
	差引	2,093	1,592
畜産支援施設	収益	27,687	25,755
	費用	28,708	28,691
	差引	△1,021	△2,936
和牛繁殖センター	収益	5,636	7,715
	費用	8,962	10,037
	差引	△3,325	△2,321
ライスセンター	収益	18,599	16,012
	費用	13,069	12,431
	差引	5,530	3,581
その他利用	収益	10,624	7,430
	費用	10,579	7,381
	差引	44	48

◆ 加工事業

(単位：千円)

		令和7年度	令和6年度
精米	収益	717	712
	費用	401	427
	差引	315	284
漬物	収益	2,908	3,836
	費用	3,155	4,091
	差引	△246	△255
茶	収益	3,070	3,927
	費用	2,977	3,576
	差引	93	350

◆ 福祉事業取扱実績

(単位：千円)

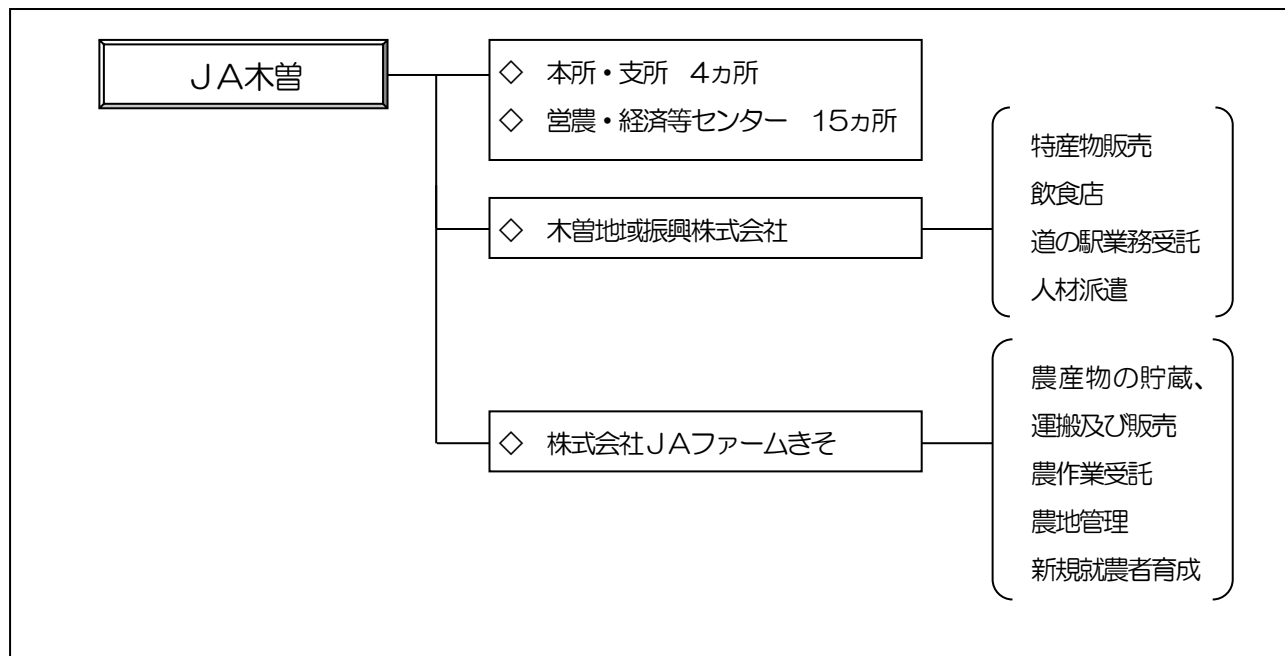
種 類	令和7年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
介護	48,343	45,425
歯科	46,701	40,148
合 計	95,044	85,573

連結情報

組合及びその子会社等の概況に関する事項

◆ 組合及びその子会社等の概要

ＪＡ木曽のグループは、当ＪＡ、子会社の木曽地域振興(株)、(株)ＪＡファームきそで構成されています。



◆ 組合の子会社等の概況

会 社 名	木曽地域振興株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	木曽郡大桑村野尻160-27
設立年月	昭和62年12月
資本金又は出資金	11,600千円
事業の内容	特産物販売、飲食店、道の駅業務受託
当組合の議決権比率	100.0%
他の子会社等の議決権比率	-

◆ 組合の子会社等の概況

会 社 名	株式会社JAファームきそ
主たる営業所又は事務所の所在地	木曽郡木曽町福島2800
設立年月	平成26年3月
資本金又は出資金	9,100千円
事業の内容	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営 農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理 新規就農者の育成及び農業技能の研修
当組合の議決権比率	98.9%
他の子会社等の議決権比率	1.1%

組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

直近の事業年度における事業の概況

当組合の令和7年度（第52期事業年度）の連結決算につきましては、子会社2社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益132百万円、連結当期剰余金7百万円、連結純資産3,610百万円、連結総資産69,805百万円となりました。なお、新BIS基準に基づく連結自己資本比率は20.18%となりました。

子会社「木曽地域振興株式会社」は、特産物品販売・飲食店（きらく）・道の駅（木楽舎）業務受託を行っています。令和7年度（第39事業年度）は、年間を通して大きな災害や事故等もなく営業することができました。木曽路への観光客の入込は夏場の7・8月は例年に比べ増加しましたが、それ以外の期間は少ない状況です。

当店の来店客数は、木楽舎が77,700人、きらくは29,200人、合計で前年より2,100人ほど増加しました。木楽舎の売り上げは132百万円で前年より約3百万円上回り前年比102.6%、レストランきらくは47百万円の利用で前年を約3百万円ほど上回り前年比107.5%の結果となりました。しかし、人件費・水道光熱費や仕入れ価格などの高騰と諸設備の修理費増加等によって、経費が増加しましたが、当期利益を確保することが出来ました。

子会社「株式会社JAファームきそ」の令和7年度（第12期事業年度）は、南部地区の水田作業において、主食用水稻2.05ha、WCS・飼料作物2.2ha作付けに加え、初めて試験的に大麦作付0.3haを作付けしました。課題であった水田のヒエの防除は、全面除草剤散布により一定の効果が現れ、昨年に比べ収量が増加しました。開田地区での園芸作物は、インゲン、トウモロコシ、カブ、ソバを作付けし、トウモロコシの収穫は11週間でしたが予定した販売数に届きませんでした。インゲンは天候にも恵まれ順調な収穫となりました。本年コメの販売価格は概算金の値上がりにより昨年の約2倍に急騰しました。トウモロコシは販売数量の減少によりやや減収でしたがインゲンは高値販売を維持しています。農作業受託はほぼ計画通りの売上げとなり、総売上高45百万円で昨年対比100.5%となりました。昨年に引き続き資材費の高騰は継続していますが、コメ売上げの増加とインゲンの高収入により売上総利益は26百万円を確保しました。一般管理費も、材料費・委託費や重搬費の低減を図り営業利益は1百万円となり前年同様に黒字を確保しました。事業外収入はWCS、飼料作物への水田活用直接交付金、各種奨励金などを確保し当期利益は4百万円となりました。

◆ 直近の5連結事業年度における連結ベースの主要な経営指標

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	1,238,823	1,177,226	1,139,421	1,148,020	1,216,888
（うち信用事業）	(479,345)	(450,349)	(452,306)	(464,548)	(513,038)
（うち共済事業）	(383,381)	(346,593)	(315,889)	(302,105)	(299,918)
（うち農業関連事業）	(116,564)	(98,111)	(94,595)	(77,255)	(88,718)
（うち生活その他事業）	(267,184)	(285,119)	(282,546)	(308,408)	(321,496)
（うち営農指導事業）	(△7,651)	(△2,947)	(△5,914)	(△4,296)	(△6,283)
連結経常利益	59,515	82,107	80,102	78,668	132,232
連結当期利益	52,601	42,065	28,459	55,683	7,560
連結総資産額	75,404,379	75,472,731	74,317,505	73,319,851	69,805,176
連結純資産額	4,285,276	4,214,071	4,166,097	3,940,217	3,610,384
連結自己資本比率	17.24%	17.61%	17.93%	18.34%	20.18%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)	科 目	令和7年度 (令和8年2月28日 現在)	令和6年度 (令和7年2月28日 現在)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	64,918,961	68,427,626	1 信用事業負債	65,487,815	68,608,630
(1) 現金及び預金	50,577,612	54,953,426	(1) 貯金	65,289,292	68,323,955
(2) 有価証券	4,080,373	3,790,809	(2) 借入金	616	796
(3) 貸出金	10,153,810	9,663,448	(3) その他の信用事業負債	197,907	283,879
(4) その他の信用事業資産	154,162	70,187	2 共済事業負債	216,208	245,872
(5) 貸倒引当金	△46,996	△50,245	(1) 共済資金	126,306	157,248
2 共済事業資産	24,645	18,702	(2) その他の共済事業負債	89,902	88,624
(1) その他の共済事業資産	24,645	18,702	3 経済事業負債	97,278	115,354
3 経済事業資産	366,329	342,003	(1) 経済事業未払金	92,589	108,810
(1) 経済事業未収金	230,706	208,739	(2) その他の経済事業負債	4,689	6,544
(2) 棚卸資産	109,797	110,260	4 雑負債	121,516	153,710
(3) その他の経済事業資産	32,835	40,078	5 諸引当金	271,975	256,067
(4) 貸倒引当金	△7,009	△17,074	(1) 賞与引当金	77,601	38,704
4 雑資産	296,150	314,772	(2) 退職引当に係る負債	184,221	183,019
5 固定資産	1,013,491	1,051,447	(3) 役員退職慰労引当金	10,153	34,344
(1) 有形固定資産	1,013,403	1,051,241	6 繰延税金負債	-	-
建物	261,049	2,703,277	負債の部合計	66,194,792	69,379,633
機械装置	248,884	258,574	(純資産の部)		
土地	119,280	117,043	1 組合員資本	4,303,652	4,321,880
リース資産	8,318	8,318	(1) 出資金	802,393	822,945
その他の有形固定資産	532,445	567,840	(2) 利益剰余金	3,518,472	3,515,005
減価償却累計額	△250,602	△260,381	(3) 処分未済等分	△17,193	△16,050
(2) 無形固定資産	88	206	(4) 子会が所有する繰上出資金	△20	△20
6 外部仕債	3,072,439	3,072,439	2 評価・換算差額等	△693,485	△381,828
(1) 外部仕債	3,072,439	3,072,439	(1) その他有価証券評価差額金	△693,485	△381,828
7 繰延税金資産	113,158	92,862	3 非支配株主持分	217	166
			純資産の部 合計	3,610,384	3,940,217
資産の部合計	69,805,176	73,319,851	負債及び純資産の部合計	69,805,176	73,319,851

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和7年度 (令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで)	令和6年度 (令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで)	科 目	令和7年度 (令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで)	令和6年度 (令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで)
1. 事業総利益	1,216,888	1,148,020	(8) 販売事業費用	19,887	25,539
(1) 信用事業収益	675,158	572,815	販売品販売原価	21,134	20,292
資金運用収益	616,879	520,870	販売費	2,867	2,941
(うち預金利息)	(369,202)	(290,908)	その他の費用	△4,115	2,306
(うち有価証券利息)	(53,693)	(44,944)	販売事業総利益	43,820	45,664
(うち貸出金利息)	(118,795)	(100,495)	(9) その他事業収益	197,600	185,631
(うちその他受入利息)	(75,189)	(84,523)	(10) その他事業費用	154,740	159,285
役員報酬収益	38,540	34,461	その他事業総利益	42,860	26,347
その他事業直接収益	—	—	2. 事業管理費	1,149,089	1,133,214
その他経常収益	19,739	17,483	(1) 人件費	856,845	838,653
(2) 信用事業費用	162,120	108,267	(2) その他事業管理費	292,244	294,561
資金調達費用	72,880	18,158	事業利益	67,799	14,807
(うち貯金利息)	(72,623)	(18,083)	3. 事業外収益	112,751	110,089
(うち貸付準備金繰入)	(237)	(58)	(1) 受取利息	1,455	1,208
(うち借入金利息)	(20)	(17)	(2) 受取仕入掛金	41,315	41,195
(うちその他支払利息)	(0)	(0)	(3) その他の事業外収益	69,981	67,687
役員報酬費用	12,878	11,989	4. 事業外費用	48,318	46,228
その他事業直接費用	—	—	(1) 支払利息	—	—
その他経常費用	76,362	78,119	(2) その他の事業外費用	48,318	46,228
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,249)	(△4,699)	経常利益	132,232	78,668
信用事業総利益	513,038	464,548	5. 特別利益	5,553	3,838
(3) 共済事業収益	323,255	322,623	(1) 固定資産処分益	5,553	3,838
共済助成収入	296,106	301,618	(2) その他の特別利益	—	—
その他の収益	27,149	21,005	6. 特別損失	148,020	136,28
(4) 共済事業費用	23,337	20,518	(1) 固定資産処分損	139,846	1,372
共済促進費・共済保全費	11,124	11,063	(2) 減価損失	8,174	12,256
その他の費用	12,213	9,455	(3) その他の特別損失	—	—
共済事業総利益	299,918	302,105	税金等調整後営業利益	△10,235	68,878
(5) 購買事業収益	1,459,976	1,462,945	法人税・住民税及事業税	2,502	13,223
購買品供給高	1,394,799	1,391,645	法人税調整額	△20,297	△29
購買手数料	15,964	17,970	法人税等合計	△17,795	13,194
その他の収益	49,214	53,330	当期利益	7,560	55,683
(6) 購買事業費用	1,142,724	1,153,588	非支配株主に帰属する当期利益	△51	△40
購買品供給原価	1,059,873	1,055,030	当期繰越金	7,508	55,643
購買品供給費	72,180	79,798			
その他の費用	10,671	18,760			
購買事業総利益	317,252	309,357			
(7) 販売事業収益	63,707	71,203			
販売品販売高	23,101	33,911			
販売手数料	28,909	24,923			
その他の収益	11,696	12,369			

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和7年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	3,515,005	3,463,543
2 利益剰余金増加高	7,508	55,643
当期剰余金	7,508	55,643
3 利益剰余金減少高	4,041	4,181
配当金	4,041	4,181
4 利益剰余金期末残高	3,518,472	3,515,005

注記表

令和7年度	令和6年度
I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曽地塲振興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。 (2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社は該当ありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和7年3月1日から令和8年2月28日であります。 (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。 (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座性貯金であります。 II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法) ② その他有価証券 ・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・ 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ① 購買品（生産資材・燃料等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ② その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③ リース資産 リース期間を利用年数とし、残存価額を零とする定額法 (4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況でないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融機関等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。 (5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (6) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曽地塲振興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。 (2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社は該当ありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和6年3月1日から令和7年2月28日であります。 (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。 (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座性貯金であります。 II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法) ② その他有価証券 ・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・ 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ① 購買品（生産資材・燃料等）……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ② その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③ リース資産 リース期間を利用年数とし、残存価額を零とする定額法 (4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況でないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融機関等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。 (5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (6) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和7年度	令和6年度
(7) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (8) 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ③ 利用事業 畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ④ 歯科診療事業 通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ⑤ 介護保険事業 要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 (9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税友方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① 事業別収益・事業別費用の内訳明記の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明記も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部収益を除去した額を記載しております。 ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産113,158千円（繰延税金負債との相殺額） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がります。また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がります。	(7) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (8) 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ③ 利用事業 畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ④ 歯科診療事業 通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 ⑤ 介護保険事業 要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。 (9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税友方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① 事業別収益・事業別費用の内訳明記の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明記も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部収益を除去した額を記載しております。 ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産98,605千円（繰延税金負債との相殺額） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がります。また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がります。

令和7年度

IV 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮勘繰額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮勘繰額は225,699千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮勘繰額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	3,744千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務処理に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,683千円、危険債権額は68,271千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権額は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は117,955千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグルーピングを実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設(王滝生活店・給油所・介護センター・歯科診療所)は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産(虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場)については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグルーピングしています。本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。農業関連施設(営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター<育苗施設含む>・畜産施設・製茶工場・予約庫・漬物工場)は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域の生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含めグルーピングしています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
開田高原給油所	事業用店舗	建物・構築物・その他の有形固定資産
おんだけ給油所	事業用店舗	機械装置・その他の有形固定資産
大桑給油所	事業用店舗	建物・構築物・その他の有形固定資産
介護センター	事業用店舗	その他の有形固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

給油所(開田高原・おんだけ・大桑)、介護センターについて、当該店舗の事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減損額を減損損失として認識しました。

令和6年度

IV 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮勘繰額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮勘繰額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮勘繰額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務処理に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は53,675千円、危険債権額は65,234千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権額は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は118,909千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグルーピングを実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設(王滝生活店・給油所・介護センター・歯科診療所)は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産(虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場)については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグルーピングしています。本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。農業関連施設(営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター<育苗施設含む>・畜産施設・製茶工場・予約庫・漬物工場)は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域の生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含めグルーピングしています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
開田高原給油所	事業用店舗	その他の有形固定資産
おんだけ給油所	事業用店舗	機械装置・その他の有形固定資産
介護センター	事業用店舗	その他の有形固定資産
歯科診療所	事業用店舗	建物・その他の有形固定資産
王滝生活店	事業用店舗	その他の有形固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

給油所(開田高原・おんだけ)、介護センター、歯科診療所、王滝生活店について、当該店舗の事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減損額を減損損失として認識しました。

令和7年度

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	構築物	機械装置	その他の有形固定資産
開田高原給油所	2,426	864	1,456	-	105
おんたけ給油所	4,220	-	-	3,972	247
大森給油所	639	236	297	-	105
介護センター	887	-	-	-	887
合計	8,174	1,101	1,753	3,972	1,346

④ 回収可能価額の算定方法

上記全ての資産について、回収可能価額は使用価値より正味売却価額の方が高いことから、正味売却価額を採用しています。正味売却価額の時価は、主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や世帯から預かった貯金を原資に、農家組合員や世帯内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他の有価証券）で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45,454千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

令和6年度

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	機械装置	その他の有形固定資産
開田高原給油所	3,182	-	-	3,182
おんたけ給油所	6,771	-	999	5,771
介護センター	230	-	-	230
歯科診療所	1,093	273	-	819
王滝生活店	978	-	-	978
合計	12,255	273	999	10,982

④ 回収可能価額の算定方法

上記全ての資産について、回収可能価額は使用価値より正味売却価額の方が高いことから、正味売却価額を採用しています。正味売却価額の時価は、主に固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や世帯から預かった貯金を原資に、農家組合員や世帯内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他の有価証券）で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が56,784千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

令和7年度

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	50,058,989	49,786,393	△272,596
系統預金	49,558,866	49,408,333	△150,533
系統外預金	500,123	378,060	△122,062
有価証券			
満期保有目的の債券	797,143	798,130	986
その他の有価証券	3,283,230	3,283,230	—
貸出金			
貸倒引当金（※1）	10,153,810		
貸倒引当金控除後	△47,286		
	10,106,523	9,489,834	△616,688
資産計	64,245,886	63,357,588	△888,298
貯金	65,289,292	65,097,426	△191,865
負債計	65,289,292	65,097,426	△191,865

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前繰上返済付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部社債	3,072,439

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	49,558,989	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	300,000	500,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	4,000,000
貸出金（※12）	122,5654	819,734	737,317	697,796	603,142	6,054,421
合計	50,784,643	819,734	737,317	997,796	1,103,142	10,554,421

（※1）貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越257,688千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等15,742千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和6年度

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	54,525,239	54,343,549	△181,689
系統預金	54,024,936	53,908,296	△116,640
系統外預金	500,302	435,253	△65,049
有価証券			
満期保有目的の債券	497,219	515,100	17,880
その他の有価証券	3,293,590	3,293,590	—
貸出金			
貸倒引当金（※1）	9,663,448		
貸倒引当金控除後	△50,427		
	9,613,021	9,292,473	△320,547
資産計	67,929,069	67,444,713	△484,356
貯金	68,323,955	68,170,414	△153,540
負債計	68,323,955	68,170,414	△153,540

（※1）貸出金に对应する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前繰上返済付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部社債	3,072,439

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,025,239	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	3,700,000
貸出金（※12）	1,185,502	758,786	671,390	603,354	567,952	5,872,787
合計	55,210,742	758,786	671,390	603,354	567,952	10,572,787

（※1）貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越264,083千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等3,676千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和7年度

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	60,283,223	2,292,407	1,702,078	563,804	384,070	63,709
合計	60,283,223	2,292,407	1,702,078	563,804	384,070	63,709

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び時価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	497,740	502,000	4,259
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	797,143	798,130	986

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,306,260	287,6715
	地方債	156,050	200,000
	社債	820,920	900,000
	合計	3,283,230	3,976,715

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	183,008千円
退職給付費用	47,528千円
退職給付の支払額	△17,992千円
特定退職金共済制度への拠出金	△28,323千円
期末における退職給付引当金	184,220千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	677,139千円
特定退職金共済制度	△492,919千円
未積立退職給付債務	184,220千円
退職給付引当金	184,220千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	47,528千円
出向者に係る出向先負担等	△330千円
合計	47,197千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,037千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、56,951千円となっています。

令和6年度

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	62,339,490	2,842,421	2,186,022	284,504	600,026	71,489
合計	62,339,490	2,842,421	2,186,022	284,504	600,026	71,489

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び時価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	497,219	515,100	17,880
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	497,219	515,100	17,880

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	309,600	302,429
	小計	309,600	302,429
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,238,330	2,572,988
	地方債	178,370	200,000
	社債	567,290	600,000
	小計	2,983,990	3,372,988
合計	3,293,590	3,675,418	△381,828

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	172,002千円
退職給付費用	50,217千円
退職給付の支払額	△9,917千円
特定退職金共済制度への拠出金	△29,283千円
期末における退職給付引当金	183,019千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	675,786千円
特定退職金共済制度	△492,767千円
未積立退職給付債務	183,019千円
退職給付引当金	183,019千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	50,217千円
出向者に係る出向先負担等	△342千円
合計	49,875千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,083千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、66,846千円となっています。

令和7年度

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	6,727千円
退職給付引当金	51,966千円
役員退任慰労引当金	2,844千円
賞与引当金	21,464千円
減価損失（償却資産）	32,422千円
減価損失（土地）	9,579千円
その他有価証券評価差額金	196,741千円
税務上の繰越欠損金	23,775千円
その他	12,031千円
繰延税金資産小計	357,553千円
評価性引当額	△238,864千円
繰延税金資産合計(A)	118,688千円
繰延税金負債	
未収税金利息	5,530千円
繰延税金負債合計(B)	5,530千円
繰延税金資産の増減(A)-(B)	113,158千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
税引前当期損失のため記載率が低減します。

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、28.37%に変更されました。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

IX 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記（8）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	37,511千円
資産除去債務の履行に伴う減少額	△37,511千円
期末残高	－千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、一部防壁等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該防壁等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移動が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和6年度

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	10,605千円
退職給付引当金	50,244千円
役員退任慰労引当金	9,493千円
賞与引当金	10,705千円
減価損失（償却資産）	37,640千円
減価損失（土地）	9,340千円
資産除去債務	10,375千円
その他有価証券評価差額金	105,613千円
その他	11,083千円
繰延税金資産小計	255,104千円
評価性引当額	△156,498千円
繰延税金資産合計(A)	98,605千円
繰延税金負債	
未収税金利息	5,743千円
繰延税金負債合計(B)	5,743千円
繰延税金資産の増減(A)-(B)	92,861千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
調整	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.94%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.01%
受取利息等永久に益金に算入されない項目	△8.19%
住民税等割増	2.38%
評価性引当額の増減	△5.15%
その他	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.16%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以後の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.66%から、28.37%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

IX 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記（8）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0～3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	37,511千円
期末残高	37,511千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、一部防壁等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該防壁等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移動が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◆ 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	49	53	△3
危険債権額	68	65	3
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	117	118	△0
正常債権額	10,050	9,555	494
合計	10,168	9,674	493

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者の経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
経常収益		
信用事業	513	464
共済事業	299	302
農業関連事業	88	77
生活その他事業	222	212
営農指導事業	△6	△4
木曽地域振興（株）	71	68
（株）JAファームきそ	26	27
合 計	1,216	1,148
経常利益		
信用事業	150	130
共済事業	134	119
農業関連事業	△105	△119
生活その他事業	△2	△11
営農指導事業	△51	△42
木曽地域振興（株）	1	△0
（株）JAファームきそ	5	4
合 計	132	78
総資産		
信用事業	64,924	68,432
共済事業	24	18
農業関連事業	-	-
生活その他事業	354	332
営農指導事業	-	-
木曽地域振興（株）	26	27
（株）JAファームきそ	24	19
合 計	65,355	68,831

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

- ◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ・連結子会社数 2社
- ・主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
木曽地味振興(株)	特産物販売・飲食店・道の駅業務受託
(株)JAファームきそ	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営・農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理・新規就農者の育成及び農業技能の研修

- ◇ 比例連結が適用される関連法人 該当ありません
- ◇ 控除項目の対象となる会社 該当ありません
- ◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社 該当ありません
- ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等 該当ありません
- ◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当ありません

連結自己資本の充実の状況

- ◆ 連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、20.18%となりました。

- 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	木曽農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	802百万円（前年度822百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

◆ 連結自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合理資本の額	4,297	4,317
うち、出資金及び資本剰余金の額	802	822
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,518	3,515
うち、外部流出予定額 (△)	6	4
うち、上記以外に該当するものの額	△17	△16
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,298	4,319
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,298	4,319
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,522	21,283
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	450	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	16	-
マーケット・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	775	2,272
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	21,298	23,555
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	20.18%	18.34%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

◆ 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度（当年度）		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	現金	490		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,685		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	3,311		
	外国の中央政府等以外の公共団体向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機関向け	301	30	1
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,871	10,454	418
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	622	118	4
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	934	334	13
	（うちトランザクター向け）	15	6	0
	不動産関連向け	485	149	5
	（うち自己居住用不動産等向け）	442	123	4
	（うち賃貸用不動産向け）	38	22	0
	（うち事業用不動産関連向け）	4	3	0
	（うちその他不動産関連向け）			
	（うちADC向け）			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	95	39	1
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
	取立未済手形	8	1	0
	信用保証協会等による保証付	3,852	379	15
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等	450	450	18
	共済繰戻貸付			
	上記以外	4,462	8,564	342
	（うち重要な出資のエクスポージャー）			
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,621	6,554	262
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	113	282	11
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）			
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,727	1,727	69
	証券化			
	（うちSTC要件適用分）			
	（短期STC要件適用分）			
	（うち不良債権証券化適用分）			
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	（うちルックスルー方式）			
	（うちマンドート方式）			
	（うち蓋然性方式250%）			
	（うち蓋然性方式400%）			
	（うちフォールバック方式）			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	70,574	20,522	820
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
合計（信用リスク・アセットの額）		70,574	20,522	820

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除 して得た額	所要自己資本額 b=a×4%
	775	31
所要自己資本額	リスク・アセット等 （分母）合計 A	所要自己資本額 b=a×4%
	21,298	851

◆ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：千円）

	令和7年度（当年度）
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	775,819
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	21,298,297
B I	517,212
B I C	62,065

（注）

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するLMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	412	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,383	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	2,725	-	-
	外国の中央政府等以外の公共団体向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機関向け	301	30	1
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56,260	11,252	450
	法人等向け	491	250	10
	中小企業等向け及び個人向け	519	339	13
	抵当権付住宅ローン	397	139	5
	不動産取得等事業向け	42	42	1
	三月以上延滞等	21	11	0
	取立未済手形	3	0	0
	信用保証協会等保証付	3,934	394	15
	株式会社地味経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	出資等	450	450	18
	（うち出資等のエクスポージャー）	450	450	18
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	上記以外	4,811	8,883	355
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,621	6,554	262
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	92	232	9
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	2,096	1,888	75
	証券化	-	-	-

(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	73,756	21,337	853
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	73,756	21,337	853
ペレショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	2,272		90
所要自己資本額計	リスク・アセット等分母計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	23,555		942

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（粗利益（正の値の場合に限る）×15\%）の直近3年間の合計額

信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（「リスク管理体制」P.13）をご参照ください。

◆ 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関	
株式会社格付投資情報センター（R&I）	株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）	
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◆ 信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポートジャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポートジャー	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポートジャー
	国内	70,574	10,195	4,789	-	95	73,756	9,675	4,186	-	21
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		70,574	10,195	4,789	-	95	73,756	9,675	4,186	-	21
法人	農業	8	6	-	-	0	13	4	-	-	5
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-
	製造業	100	100	-	-	50	122	122	-	-	0
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	13	13	-	-	-	13	13	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	301	-	301	-	-	301	301	-	-	-
	運輸・通信業	300	-	300	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	54,990	1,701	301	-	-	59,369	1,701	301	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	148	128	-	-	25	99	86	-	-	3
	日本国政府・地方公共団体	6,996	3,110	3,886	-	-	6,109	2,524	3,584	-	-
	上記以外	268	3	-	-	-	271	7	-	-	0
	個人	5,129	5,129	-	-	20	5,223	5,211	-	-	11
	その他	2,316	-	-	-	-	2,224	-	-	-	-
業種別残高計		70,574	10,195	4,789	-	95	73,756	9,675	4,186	-	21
	1年以下	50,016	332	-	-	—	54,366	312	-	-	—
	1年超3年以下	364	364	-	-	—	439	439	-	-	—
	3年超5年以下	1,437	637	799	-	—	550	550	-	-	—
	5年超7年以下	893	593	300	-	—	1,267	769	498	-	—
	7年超10年以下	3,297	2,391	905	-	—	2,251	1,645	605	-	—
	10年超	9,001	5,714	2,784	-	—	9,307	5,722	3,082	-	—
	期限が定められないもの	5,565	161	-	-	—	5,575	237	-	-	—
	残存期間別残高計	70,574	10,195	4,789	-	—	73,756	9,675	4,186	-	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本部除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。
- 「延滞エクスポートジャー」とは、次の事由が生じたエクスポートジャーのことをいいます。
 - 金融機関の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和7年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1
個別貸倒引当金	65	53	0	65	53	66	65	0	66	65

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

（単位：百万円）

区 分		令和7年度						令和6年度					
		期首残	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国 内	65	53	0	65	53		66	65	-	66	65	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		65	53	0	65	53		66	65	-	66	65	
法人	農業	5	0	-	5	0	-	6	5	-	6	5	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	16	15	-	16	15	-	18	16	-	18	16	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	24	23	-	24	23	-	24	24	-	24	24	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		19	13	0	19	13	-	17	19	-	17	19	-
業種別計		65	53	0	65	53	-	66	65	-	66	65	-

◆ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

		令和7年度（当年度）					
項目	リス ク・ウ ェイト (%)	OCF・信用リスク削減 効果適用前		OCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの加 重平均 値
		オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バラ ンス資 産項目	オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バラ ンス資 産項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))
現金	0	490		490			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,685		3,685			
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~ 150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	3,311		3,311			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~ 150						
国際開発銀行向け	0~ 150						
地方公共団体金融機構向け	10~ 20	301		301		30	10
我が国の政府関係機関向け	10~ 20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~ 150	51,871		51,871		10,454	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~ 150						
カバード・ボンド向け	10~ 100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~ 150	622		622		118	19
（うち特定貸付債権向け）	20~ 150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~ 100	908	269	669	26	334	48
（うちトランザクター向け）	45		154		15	6	45
不動産関連向け	20~ 150	485		480		149	31
（うち自己居住用不動産等向け）	20~ 75	442		437		123	28
（うち賃貸用不動産向け）	30~ 150	38		38		22	60

(うち事業用不動産関連向け)	70~150	4		4		3	70
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	42	0	38	0	39	104
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	8		8		1	20
信用保証協会等による保証付	0~10	3,852		3,791		379	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	450		450		450	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100~1250	4,462		4,462		8,564	192
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,621		2,621		6,554	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	113		113		282	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,727		1,727		1,727	100
証券化	—						
(うちSTC要件適用分)	—						
(短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—						
合計（信用リスク・アセットの額）	—					20,522	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度（前年度）については、記載しておりません。

◆ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,685						3,685						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,311							3,311					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		301						301					
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,071	800							51,871				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	601					0			20	622			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等				456						456			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	15	45	9	627	696								
（うちトランザクター向け）	15								15				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	74			271								91	437
うち自己居住用不動産等向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け					38							38	
うち賃貸用不動産向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	4											4	
うち事業用不動産関連向け	60%	その他	合計										
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け													
うちADC向け	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	6	6	13	11	38								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	490											490	
取立未済手形			8									8	
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		3,789					1	3,791					
共済約款貸付													

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度（前年度）については、記載していません。

◆ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値（%）	資産の額および与信相当 額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	64,911			64,682
40%～70%	450	154	10%	465
75%	41	70	10%	45
80%				
85%	68			64
90%～100%	31	30	10%	15
105%～130%				
150%	14			13
250%	450			450
400%				
1250%				
その他	64	13	10%	11
合計	66,032	269	10%	65,749

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和6年度（前年度）		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リス ク削減効 果勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	6,886	6,886
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	4,231	4,231
	リスク・ウェイト20%	301	56,438	56,739
	リスク・ウェイト35%	-	273	273
	リスク・ウェイト50%	-	423	423
	リスク・ウェイト75%	-	59	59
	リスク・ウェイト100%	-	2,428	2,428
	リスク・ウェイト150%	-	0	0
	リスク・ウェイト250%	-	2,714	2,714
その他		-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
計		301	73,455	73,756

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.61）をご参照ください。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和7年度（当年度）		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,200	22,405	
中堅中小企業等向け及び個人向け	27,737	531,065	
自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け		159,664	
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,002	1,382	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	30,940	714,518	

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度（前年度）	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	17	-
中小企業等向け及び個人向け	10	311
抵当権住宅ローン	-	121
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	243
合計	27	676

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公法機関向け・国際決済銀行向け・取立未済手形・未決済引当・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◆ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（「リスク管理体制」P.13）をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

- ◆ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.59）をご参照ください。

- ◆ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,072	3,072	3,072	3,072
合 計	3,072	3,072	3,072	3,072

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- ◆ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

- ◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

- ◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

◆ 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.64）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	448	561	5	6
2	下方平行シフト	0	0	24	24
3	スティープ化	535	643		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	99	146		
7	最大値	535	643	24	24
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,298		4,319	

- 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

[illegible]

[illegible]

2026



農業と協同の力で木曽の未来をささえます

 **木 曽 農 業 協 同 組 合**

〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島2800番地

電 話 (0264) 22-2128 (代)

F A X (0264) 22-2049

ひかり電話 (0264) 25-6600

<URL> <https://www.ja-kiso.iijan.or.jp/>